
令和2年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

令和2年6月23日(火曜日)

議事日程(第2号)

令和2年6月23日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 小田 貞利君	10番 新山 玄雄君
12番 久保 雅己君	13番 尾元 武君
14番 荒川 政義君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君	議事課長 池永祐美子君
書記 浜元 信之君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	副町長 …………… 岡村 春雄君
教育長 …………… 西川 敏之君	病院事業管理者 …… 石原 得博君
総務部長 …………… 大下 崇生君	産業建設部長 …… 中村 光宏君

健康福祉部長	……………	近藤 晃君	環境生活部長	……………	伊藤 和也君
統括総合支所長	……………	山本 勲君	教育次長	……………	永田 広幸君
病院事業局総務部長	…	大元 良朗君			
会計管理者兼会計課長	……………				重富 孝雄君
総務課長	……………	中元 辰也君	財政課長	……………	藤本 倫夫君
農林課長	……………	瀬川 洋介君	学校教育課長	……………	青山 武司君

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

6月9日の本会議に引き続き、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は9名であります。通告順に質問を許します。2番、新田健介議員。

○議員（2番 新田 健介君） 改めまして、皆様おはようございます。議席番号2番、新田健介でございます。本日も貴重なお時間を頂きまして、誠にありがとうございます。

現在は少し落ち着いた感のある新型コロナウイルス感染症であります。また国民の10%ほどしか感染していないと言われておりまして、それはすなわち、いまだ90%以上の方が感受性があるということで、今後、第2、第3の波が訪れることが十分に考えられます。

そのような状況の中、町民の皆様や各事業者様、そして医療関係者、行政関係者皆様の頑張り、本町においては現在のところ、この新型コロナウイルス感染症の報告はされておらず、厳しい状況の中でも踏ん張ってきております。

しかしながら、今後さらなる大きな波が訪れたときに、後手に回らないようにしっかりと、今のうちから準備しておくことが非常に重要だと思っております。

そこで、本日は大きい柱で2つの項目を上げております。

まず、この新型コロナウイルス感染症に対して、今後、本町がどのような対応、そして対策を取っていくのかをお聞きしたいと思います。

そして、このたびのコロナ禍において、各自治体の対応により、大きな差を生じているように感じております教育におけるICT活用についてお伺いしたいと思います。

それでは、質問の詳細に移ります。

まず1つ目、新型コロナウイルス対策についてでございます。

コロナウイルス感染症は、現在のところ一旦収束し、以前に比べると少し落ち着いているように見えますが、今後、第2波、そして第3波が来ることを予測し、これからの本町の対応についてお聞きしたいと思います。

万が一、コロナウイルスを含む感染症が本町で蔓延した場合、同時期に他の災害、例えば洪水、地震、そして台風などが発生した場合の対応策はどのようにするのか、お聞きしたいと思います。

各種報道におきましても、密集、密接、密閉、いわゆる3密を避けるようにということをよく耳にしますが、本町においてコロナウイルス感染症が発生し、同時期に他の災害が発生した場合に、この3密を避けるために、現在の避難所の数で果たして足りるのでしょうか。場合によっては、増設も視野に入れるべきだと思うのですが、こういった緊急の状況を考慮し、何か対策を立てておられるのかお教えてください。

続きまして、これは以前からずっと申しておりますが、町長から町民に対し、そして島外に対してのメッセージが、まだまだ足りないように感じております。先の臨時会でも強く要望させていただいたところではございますが、町長から防災無線などでメッセージを御発信をされておりましたが、ただ読み上げるだけではなく、もっと魂と思いの籠った町長の御発言を、町民は待っていると思います。

さらに島外へのメッセージですが、町民が自粛して生活をしている中、他県の車両が多く入ってきているという声も多々、多く聞かれました。そのような中、島外に向けてのメッセージについて、具体的にどのような方法でどこに向けて、そしてどのような内容のメッセージを何度発信したのかお教えてください。

コロナウイルス関連最後の質問になりますが、最後は今後のコロナ対策の支援策、こちらについてお伺いしたいと思っております。

第1回目のコロナ対策の支援策として、商工業者や漁協正組合員に対しては、それぞれ各5万円、そして医療従事者に対しては2万円、さらにそのほかには子育て応援給付金として、周防大島町の住民である中学生以下の児童につき、1人につき2万円を支給するというものがありました。

そして、今回の6月の補正において、畜産業、そして花き生産業経営支援金として、それぞれ各5万円、さらには国の持続化給付金を受けた人に対し、給付額の10%を支給するという予算措置が可決しました。このほかにも妊婦応援給付金や雇用調整支援金などの御対応を頂いております。

しかしながら、様々なところで個人的にもヒアリングをしましたが、商工業者、あるいは農業従事者、この中には第1弾のリストから足切りされた事業者も多く、今回の補正でも支援が行き届いていないところが、まだまだたくさんあるように思います。

今後、今回までの支援に漏れた方への対応は何か考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。その中でも特に農業従事者や、店舗を持たないが、小売をされている事業者さん、そういったところは含まれないのかお伺いします。

また、何といたってもこのたび長期にわたり、自宅待機などを受け入れ、辛抱強く耐えてきた町民の方々には支援金、あるいはお見舞金などの御準備は考えておられないのか、お伺いしたいと思います。前はスピード感重視ということだったのですが、これからは本当に困っている方をしっかりと把握し、支援していくことが重要だと思います。

続きまして、2つ目の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問は、今後の教育現場におけるICT活用について、そして各学校の休業措置の基準についてお伺いしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策のため、本町におきましても、小・中・高等学校などにおいて長期の臨時休業の要請があり、生徒たちは学校に行けず、教育を受ける権利を奪われる生活を余儀なくされました。

今後、第2波、第3波の影響などによって、コロナウイルスが本町で蔓延し、また同様の措置を取る可能性がある中で、学力の後退も懸念され、ICTを用いた授業などの必要性そして必然性が考えられます。家庭によっては、タブレットなどの機器を持っていない、あるいはWi-Fiの環境がないなどの状況も考えられますが、ICT教育の今後の展開について、教育委員会の見解をお聞きしたいと思います。

既にこの3月の休業要請のときから、オンラインにて授業などを行った学校もあると思います。実施校と未実施校をお教えてください。

また、なぜ全校にて実施できなかったかの理由や、何かお考えがあれば、お教え頂きたいと思います。

さらには、小中学校ともに1年間の授業時間、これが決まっていると思いますが、本町においては、5、6年前からタブレットを随時購入してきていると思います。年間でその授業時間に対して、何時間はタブレットを使用すべきなどのルール、あるいはガイドライン、指針がないか。そして、実際にどのくらいの年間の利用率、もしくは稼働率なのかお教えてください。

今回の補正では、GIGAスクール構想支援事業として、ICT支援員の配置が含まれておりますが、どのような人を選び、配置、運用していくのか。そして併せて、この運用をいつから開始するのかお教えてください。

さらに、文科省が昨年12月に出しております、これ11枚つづりのGIGAスクール構想の実現パッケージ、この文章の中には、ICT教育においてはタブレットに対し、キーボードも付属品として準備すべき旨のコメントを盛り込んでおりますが、キーボードの購入はないのかお伺

いたします。

これまでICTに関して長々と論じてまいりましたが、一方で、3密を避けた状態での分散登校や時差登校、あるいは青空教室など各学校やクラス規模に応じて、ICTのみに頼らない本町周防大島ならではの登校とICTを組み合わせたハイブリッド型の教育も考えられると思います。比較的規模の大きな学校と1クラス数人の学校を一括りに考え、休校にすることなどにも個人的に大きな疑問を感じておりますが、今後も同じように町内一律休校とするのか、お伺いしたいと思います。

最後になりますが、各小中学校の休業要請に関して、県の教育委員会の出す方針に従うのみなのか、あるいは町独自にでき得る教育を行っていくのか、教育委員会のお考えをお教えてください。

以上、御答弁、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 新田議員さんの感染症対策についての御質問を頂きましたので、お答えしたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症が終息をしていない現在の状況での、さらにそのときに災害が起こったらどうするかということでございますが、災害時における避難所の対応策という御質問でございました。

避難所では、まず密集を避けるなどの対応は、本当に必要不可欠なことであると考えております。現在、避難所の開設につきましては、通常11か所の避難所を開設しており、災害のいろいろな種別の災害がありますが、災害種別とか、または災害の規模、そして一時的な避難から一定期間の避難等、様々な状況等を総合的に判断して、開設する避難所を決めておるという状況でございます。

やはりそのときの状況に応じ、開設する避難所を増やすことは、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当然必要ではないかと考えております。開設する避難所の数にもよりますが、増設をするという場合に、まずそこに配置する職員数ということになってくると思います。

当然ながら、現在の周防大島町の職員数も限りがある職員数でありますので、その職員数の配置を考慮した上で、対応を検討したいと思いますが、しかしながら増やせば増やすほど、当然ながらマンパワーが要るわけございまして、それを町の職員だけで対応するということは、非常に数を多く増やすということと、職員数に限りがあるということと、そして職員以外の方々に、この避難所の運営をやっていただくということについては、非常に問題がある状況でございます。

これまでは、例えば避難所を開設するというのと、これまでの避難所の開設の方法と、そしてこの新コロ対策としての避難所の開設というのは、全然考え方が違って来るし、当然ながら、1つの避難所に避難させる人数も大幅に変わってくると思いますし、そうしますと数を増やす。

数を増やせば、そこに配置する職員も膨大な数になってくるということでありまして、非常に明確に、ここからこうこうするんだという、まだ計画ができておりませんが、十分検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

また同時に、町民の方々には、避難ということを申し上げますと、避難は避難所だけに避難することが避難行動ではなくて、例えば安全が確認できるような親戚とか、または友人の家等への避難、これも避難というふうに考えております。状況によっては、自宅の2階の山際でないほうの安全な場所の2階に避難するというのも、避難行動の一つであるということをお理解頂きますように、引き続きこの周知を図ってまいりたいと考えております。

避難するということになると、公設の避難所だけが避難所ということでは、当然、先ほどから申し上げますように、数の限りがあるということでもありますので、これからは避難の形態もいろいろあるよということ、きちんと周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、より多くのメッセージを発するべきということですが、町民の皆様に向けては、今まで町の広報紙とか、またはホームページ、または防災無線等を通じてメッセージを発してまいりました。そのタイミングといたしましては、例えば新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されたときとか、または緊急事態宣言の発令の区域が変わったときとか、または延長されたとき、または解除されたとき、そういう節目節目でこのメッセージを発信しているということでございます。

また、町外に向けてのメッセージにつきましては、各市町レベルではなくて、広域的な観点から、例えば県知事が中国5県の知事会で協議をした。そしてまたそういうときに、県境をまたいで移動するというふうなことに制限がかかったりしておりますが、そのような広域的な観点から、国やまたは県がメッセージを発するということが、より効果的であるのではないかと考えております。

各市町がそれぞれ外向けに、町外向け島外向けということになりますと、例えば柳井市も市域外に向けて、または岩国市も市域外に向けて、周防大島町も町域外に向けてというような話になりますと、要するに柳井と大島の移動の制限もかかる時期、そういうケースも考えられますが、そのように個々の全ての市町、自治体がそれぞれに発するというのは、外向けのメッセージであれば、やはり県が、または県知事さんが広域的な観点から、そのメッセージを出すのが効果的ではないかと考えております。

今後も引き続き重要な局面を迎えた場合には、適切なタイミングでメッセージを発してまいりたいと考えているところでございます。

次に、町単独の経済対策につきましては、町全体の感染対策関連事業といたしまして、まず第1弾であります、4月28日の専決処分において実施をいたしました特別定額給付金事業であ

りまして、総額15億8,400万円の予算規模でございました。

第2弾としては、5月の連休中に議会を開催していただきまして、5月6日の臨時議会で御議決を頂いた事業であります。今、議員さんがおっしゃられた、そういう事業でございますが、事業総額は1億4,200万円あまりでございました。

そして、このたびの本会議初日に御議決を頂きました、農業経営支援事業及び地域経済活性化支援事業を含めた各施策を第3弾として実施をいたします。その予算規模は、1億4,000万円あまりということになっております。これから6月9日に御議決を頂きました、この第3弾の補正予算を使って、早急に、できるだけ早くスピード感をもって実施をしまいたいと考えております。

続く第4弾の経済対策につきましては、国や県の施策を注視しつつ、感染状況等を考慮しながらというのが、今、国の第2次補正が先般6月の12日に上がりました。そこで今、町のほうにも、いろいろその内容や、また補正予算の対象の事業等が下りてきております。これらにつきまして十分精査しながら、給付型とか、または町内消費型の経済対策ということについて、次は行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、この新型コロナウイルスの対策というのは、本当に先の見えない状況でもありますし、また、そのコロナウイルスが完全に終息するというのが、周防大島町で感染が抑えられるということと、山口県で抑えられるということと、全国日本全体で抑えるというふうなことが、非常に難しい問題になっておりますがやはり安心できる、感染が終息することになりますと、今このように日本国内どこへも移動が簡単にできるという時代になってまいりますと、日本全体で終息が確認されるということでない、安心した生活ができないだろうということになりますので、今現在も、まだ相当の毎日毎日感染が確認されておりますので、そういうことについて、ぜひとも早く終息をする。そして、日本全体で終息ということをお祈りするばかりでございます。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 新田議員さんの今後の教育におけるICT活用についてと、各学校の休業措置の基準についての御質問にお答えします。

最初に、私のほうが包括的にお答えし、あとまた個別に多岐にわたる御質問を頂いておりますので、私と次長、課長で手分けしてお答えしたいと思います。

まず、包括的なこととお話しいたします。

はじめに、今後の教育におけるICT活用についてです。

新型コロナウイルス感染症への対応といたしまして、本町においては、国の全国的な休業要請と県教育委員会からの要請を受け、本年3月2日から26日まで、また4月16日午後から5月

6日まで学校休業といたしました。さらに、5月7日から5月24日まで休業期間を延長いたしました。5月14日の本県の緊急事態宣言の解除を受け、町の判断で5月18日月曜日から学校を再開いたしました。この5月18日からの学校再開は、町単独の判断でございます。

休業期間中、児童生徒は学習プリント等による自宅での学習を余儀なくされ、十分な学習が実施されなかったことから、小中学校ともに夏季休業中においても、授業の実施を計画しているところでございます。7月21日から8月7日までの17日間、小中学校ともに、8月24日から8月31日までの6日間、中学校だけ夏季の授業をすることになっております。

しかしながら、新田議員さんの御指摘のとおり、再び新型コロナウイルス感染症が蔓延し、休業の措置を取る可能性がある中で、学力を保障するためにICTを活用した、いわゆるオンライン授業も非常に有効な対策であると考えております。

御存じのように、本町では平成27年度、28年度にかけ、再編交付金を活用して、全小・中学校、学級最大児童生徒分のICT端末であるiPadを256台配備しております。

また、国が進めるGIGAスクール構想の実現に向けた事業による情報機器整備に関連して、令和元年度3月補正で、校内LAN等の整備とともに、国が示した小学校5・6年生と中学校1年生のiPad106台の整備に係る補正予算により、現在、本年8月までの納入に向けて準備をしております。

さらに、令和3年度から令和5年度にかけ、段階的に整備予定であった小学校1年生から4年生、中学校2年生、3年生のiPad268台の整備についても、本定例会において補正予算を計上させていただき、御議決を頂いたことから、前倒しして本年度中に整備することとしております。

これらのiPadを合わせますと、合計630台となり、本年度5月1日現在の児童生徒数が618人であることから、児童1人1台となるiPadの整備が完了することになります。

また、このたびの補正予算に、Wi-Fiとして使用できるモバイルルーターの30台購入と、それに係る通信費の予算も計上してありますので、インターネット環境のない家庭にもiPadを貸し出して、オンライン学習が可能となる準備も併せて進めております。

次に、各学校の休業措置の基準についてでございます。

これまで教育委員会では、新型コロナウイルス感染対策を県教育委員会の要請や本町の新型コロナウイルス感染症対策本部会議での意見を交え、学校の休業については全校一律に休業措置を行ってまいりました。

本町は面積も広く、議員さんの御指摘のとおり、各校の学校規模も違う上、現在では新型コロナウイルスが蔓延し始めた頃と比較して、対策の方法も浸透し、新しい生活のスタイルへ移行しつつあります。

このようなことから、教育委員会といたしましても、もし柳井市や本町でコロナウイルスの罹患者が発生した場合、命、安全を第一と考え、一度は一斉休業としますが、当該罹患者及びその家族や濃厚接触者の行動履歴等の情報や状況が分かった時点で、休業を継続する学校と再開する学校を判断したいと考えております。そして、学校の特色に合わせ、3密を避けた状態を確保しながら、学校での授業による学習保障を進めていきたいと考えております。

先ほどの御質問の中で、GIGAスクールでキーボードの準備がありました、キーボードの準備も予定しております。

休業中のオンラインの授業というのは、主に久賀中学校と安下庄中学校で実施いたしました。先行的にやっていただいていたと思って、その中で成果と課題も見てきただろうと思います。やはりその学校には、例えば体育の得意な先生、いろいろ得意分野がありますので、たまたま2校にはICT得意な方も多かったものですから、先行的にやって、成果と課題を洗い出させていただきました。その結果を受けて、やはりICTを進める上で支援が要るということで、ICT支援員のほうも予算計上させていただいた次第です。

授業ですけれども、日頃の授業では、私が見た範囲で申しますと、例えば小規模の油田小学校と森野小学校が合同で算数の授業とか、学校を超えて合同の授業とかあります。例えば体育とかで、こま送りで器械運動とかやったり、理科の成長を見るとか個別に使っていますが、申し訳ないんですけど、現在、何%授業で使っているかは、ちょっと手持ちに資料がありませんので、ちょっとお答えしかねます。

やはりオンライン授業の良さもあるし、限界もあります。リアルな授業の良さも限界もありますので、議員さん御提案のように、ハイブリッド型のことを今後考えていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） 質問していた農業従事者の辺りのところは、御答弁頂けませんか、それに対する支援の部分ですね。（「ICT」と呼ぶ者あり）いや教育じゃなくて、コロナ対策の支援策に関してです。

○議長（荒川 政義君） 瀬川農林課長。

○農林課長（瀬川 洋介君） ただいまの新田議員さんの御質問についてですが、小規模に経営をされている農業者さんも、当然ながら被害は受けていらっしゃると思っています。

ただし、前回と今回の支援で、花き生産者と畜産業者に支援を先にしたのは、やはり花きにおいては、生産組合に属して出荷されている。それから、畜産においては、規模が大きいということで、被害が主たる生業としてやっていらっしゃるというふうに想定しています。ですから被害は、一般の小規模にやられている方より甚大であるというふうなことから、真っ先に支援を始め

ました。

小規模に野菜等を出荷されている方に対しての支援も必要だと思うんですが、なかなか絞り切れない、難しいということで、JAさんともこれからも協議は重ねていこうと思っております。

小規模にされている方でも、前回の答弁申しましたけども、国が持続化給付金という制度を門戸を開いております。ですから、ぜひそちらを活用していただきたい。個人向けには最大100万円、法人向けには200万円という規模で支援が、持続化給付金として支援ができますので。

農林課としては、御相談があったときに、国の持続化給付金の受付とか、そういうことはできませんけれども、御相談に対してお答えできるように、今の国の持続化給付金を最大限利用していただけるよう努力していきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） もろもろ御答弁ありがとうございます。

ではちょっと順番に従って、再質問させていただきたいと思います。

まず、避難所の増設に関して、先般も定例会の初日に、非常に前向きな御答弁が総務部長のほうからあったと思います。お答えとしては、災害の規模あるいは種類によって増やすことも考えるということだった。

今回は、そこに新型コロナという新しい、新たな未知のウイルスが絡む可能性があるので、それらを踏まえ、早急に御対応頂きたいなと思うところですが、非常に前向きな御答弁であったんですけども、そもそも増設云々の前に、避難所のマニュアルというものがどのようなものがあるのかお教えてください。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 新田議員さんの御質問でございますが、新型コロナウイルスに特化したマニュアルを今現在作成中でございます。また、避難所の開設運営マニュアルは、現在作成しております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ありがとうございます。

避難所のマニュアルがあるということで、それはどんな種類がありますかね。

コロナの作成中というものは、どこら辺まで進んでいるか、お答えください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） 新田議員さんからの御質問にお答えいたします。

まず、避難所の開設運営マニュアルにつきましては、これは大規模災害を想定したものとして

対応しております。

それと、新型コロナウイルス感染症に関するマニュアルにつきましては、やはり国がお示しをしております、そういったマニュアル、ガイドラインに準じた形で作成中でございます。基本的には、町が作成しております避難所開設運営マニュアルに準じ、それプラス、要は感染症対策で避難者同士の距離を取るなど、消毒やらマスクの着用、そういった部分で併せて別枠でちょっと考えております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ありがとうございます。本当にこれ急がないと、本来避難所であるはずの場所が、第2、第3の被害を出すような場所になってしまいますので、マニュアルは本当、作成は急いだほうがいいと思います。

他の市町村、当然にやっているところたくさんあります。例えば福岡県、これ市町村向けの新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルの作成指針、5月7日には発表しております。この中で、今おっしゃられたようなこともたくさん入っております。避難者が密接しないだけのスペースを確保するため、発生が予測される災害と避難者数などを事前に把握し、臨時避難所も含め、できる限り多くの避難所を選定、そして確保するように促しておると。

また、避難所内のレイアウト、これに関しても、飛沫の感染を避けるために、今回の補正でもついちよるんですけど、段ボールで隔離したりとか、食事に関しても、時間をずらして密集、密接を避けるなどの指針が書かれております。

同じく避難所の物資・資材リスト、あるいは避難所への周知のチラシなどの様式集も作成しておりますので、印刷して避難所ですぐに使えるようになっております。

このほかにも岐阜県なども、これも5月にまとめております。避難所運営ガイドラインでも、括弧づけで新型コロナウイルス感染症対策編というものをつくっております、運用方法の例を本編、様式集、チェックリストの3つに分けて記載しておる。チェックリストの中には、同じように資機材の備蓄、あるいは感染者が確認された場合の対応など、項目ごとに不備がないかチェックできるように工夫されております。

体育館を使った場合のレイアウトなども載っておりますので非常に参考になるし、避難者に対しても、すごく分かりやすい。

このほかにも千葉市でも、5月1日にはホームページで公開されておる。

近隣で言うと、広島県も先般6月の中旬、15日だったかな、それからはもう避難所の開設の前倒しなども動きが出てきております。これらのように、各自治体が住民を守るために積極的に動いているということが見受けられます。

本町のホームページ見ても、なかなかそういうところに当たらないので、これ手遅れになる前

に、これから豪雨災害だったりとか、あるいは自然災害のリスクが非常に高くなるオンシーズンになります。そのときにしっかり町民が危険を回避できる場所、それをやっぱり確保することが非常に重要であると思う。

避難所の件に関しては、私は検討しているとか、今どこまで進んでいるんじゃないかと、やっぱりすぐにやるべきだと思いますが、それが唯一の答えだとも思っております。その辺り含めて、もう一度御答弁を。どこをめどにやっていくのか、お教え頂きたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） 新田議員さんからの質問にお答えいたします。

やはり避難所のコロナ対策については、それぞれの状況に応じた対策が必要かと考えております。例えば、避難所を開設をして避難者がごく少数である場合、それについては、十分に避難者同士の距離が保てるということであれば、例えば避難所の入り口で、今回の補正で検温の機械を上げさせてもらいました。そういったもので検温し、また入り口で健康チェックなどを行って、あと消毒をして、そういった対応で可能であると思います。

ただ一方、避難者が多い場合、そういった場合どうするかというと、やはり避難者同士の距離が保てないようであれば、先ほど新田議員さんが言われたように、11か所の避難所のなるべく近くの避難所を増設する。今、移動が可能になりますので、そういったことも含めて、あと状況によっては、今回の補正で間仕切りの段ボールを計上させていただいておりますが、そういったもので飛沫防止の対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ありがとうございます。町長からも最初の御答弁でありましたが、通常の避難所と今回の新型コロナの避難所というのは、全く別物になるわけですね。

当然、増設する場合には、人員の確保というものが非常に大変になってくるであろうと。私も、これ1年目だったら気づかなかったです。大分成長してその辺も考えるようになったんで、それは大変だろうなという中で、ちょっと今、言葉には出てこなかったですけど、増設というところにポイントを当ててずっとしゃべってきましたが、例えば車中避難だったりとか、町長がおっしゃっていたように、自宅でいわゆる在宅避難というのも選択肢の中に入れるべきだなと思うんですけども、そのときには例えば車中避難という中で、エコノミー症候群の防止なども、今度また別の項目を盛り込んでいかないといけないですから、その辺りをしっかりと考えていただきたいなと思います。

避難所に関しては、様々な、とにかく選択肢がある中で、本町が何が一番適しているのかというのを早めに見極めて、これは早めにマニュアル自体もつくっていただきたいと思います。

一番重要なのは町民が、例えばそのときに感染が蔓延していて、その感染を避けるために避難

所に行かないとか、行きたくない。あるいは、行かないほうがいい。そういう思いにならないように、やはりきちんとケアして準備していただきたいと思います。

次に、じゃあ質問移っていきたいと思います。

町長のメッセージに関してです。

これはもう要望になります。お金がかかることでもないですので、熱い思いをぜひ伝えていただきたいなと思います。

町民に対する、補助に関して、補助あるいは見舞金、これは初日でも町長から御答弁がありました。例えば、岩国市では町民に一律2万円充てちよると。本町にそれを置き換えた場合に、約3億2,000万円、それがかかるということで、非常に難しいということであったと思います。

しかしながら、コロナとの闘いというのは、ずっと当分続くわけですから、やはりそのときの状況を見ながら、しっかりと町民の声を聞いていただきたいし、状況に応じて御対応頂きたいと思います。

町長、改めて何か一言あればお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今、支援の必要性を御指摘頂きましたが、私も今回の特別定額給付金10万円のことなんですが、これは政府もはじめには、生活支援臨時交付金ということで30万円支給するというふうに、パーンとアドバルーン上げたんですが、私はこれは非常に有効なものだというふうに思ったわけです。というのは、この30万円は全ての国民に支給するのではなくて、きちんと被害を大きく被っている方には30万円出しますよという政策だったんですね。

それが、4月の16日に突然変わって、全ての国民に10万円ほど、特別定額給付金に変えるということになりました。特別定額給付金はそれはそれでしてから意義があると思いますが、しかしながら今度は、非常に被害を受けた方には、受けた方も受けなかった方も同じように10万円という制度になってしまったと思います。そうすると、実際に大きく被害を被った方からすれば、非常に不満があったんじゃないかというふうに思っております。

それで、一律に支給することと、本当に被害を受けた方に支給するというのは、いい面と悪い面と当然あるわけでございます。国のほうでは、その10万円のほうを取ったわけですが、実は、私たちこれ行政の各市町村が10万円を給付するということになりましたから、それは考えてみれば、30万円給付するよりは10万円給付するほうがよっぽど、どう言いますか、正確さと速さができるんですね。

例えば、30万円を給付する方を選び出す、どのぐらい被害を被っている方を30万円ということを選び出すのは、それはものすごく大きな大変な作業になると思いました。しかしながら、本当に困っている方にはすごく有効。しかしながら、それは多分それでやられとったら、今もっ

てまだもたもたしとるんじゃないかというふうに思いますが、そのように全ての方に給付するということについては、やはり慎重にならざるを得んのではないかと思います。

私のところにも、岩国市は2万円みんなに全市民に給付した。周防大島町どうなんだという、要請みたいなクレームもありました。それは、岩国市さんの財政内容と財源の確保ということであると思います。

それで、岩国市さんで見れば、人口13万人ですから、何と26億円の一般の財源が要ということなので、それは財源があれば、2万円でも5万円でも10万円でも、それはいいと思いますし、しかしながら、全ての国民、町民、市民に同じように一律に配るとするのは、ある程度の、どう言いますか。1つのルールの中でやらなければ、やはり今度は非常に大きく被害を受けている方、町内でもすごくまだらになっていると思います。そのまだらになっちゃう方で、すごく大きな被害を受けた方からすれば、非常に不満であるというふうに思っております。

そこで、一律に今、給付をするということについては、国のほうでやられた10万円です。これからはやはりそれぞれの事業者、またはそれぞれの町民の皆さん方で非常に困っておられるとか、非常に大変な目に遭っているという方々に特化して支給をすればいいというふうに思っております。

それで、第2弾、第3弾と今来ております。第4弾も当然その用意をしようと思っておりますが、個々に今これはどうなんだ、これはどうなんだということになりますと、この場で議論するよりも、当然ながらきちんと精査し、そしてまたそれぞれの団体、そしてまたいろいろ皆さん方からの声をきちんと吸い上げてやっていかなければならないのではないかと思います。

第4弾も第5弾もということにも、またなるのではないかと思いますので、よりきめ細やかにそういう支援策ができるように、国の第2次補正予算も通ったばかりでありますので、それも含めて国の臨時交付金が、まだ第1次が1億2,500万円でしたので、第1次が1兆円で、第2次が2兆円だそうですから、もう少し大きな額になるのではないかと。そしたら、それをどのようなきちんとした給付が、本当に困った方々にもっともっと給付していくという方向に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ありがとうございます。

じゃあ、ちょっと先の質問に進んでいきます。

この農業従事者に対する支援をどうするのか、あるいは窓口に関するものというのが、先般これも、この議場であったと思います。お答えが、小規模事業者さんは所得の減っている人もいるが、把握が非常に難しいとおっしゃっていた。また、相談窓口に関して、農林課長のほうからも、定例会の初日で農林課に3件ほど相談が来ており、JAにも相談が来ているということであ

ったと。

同じ、先ほども少し御答弁ありましたが、この持続化給付金の説明ができるように考えているということで、非常に課長からありがたい、いい、私は御答弁だったと思います。その後、約2週間経過して何か進展はあったのか、まずそこをお伺いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 瀬川農林課長。

○農林課長（瀬川 洋介君） 農林課の問合わせについては、特に国の持続化給付金についての問合わせは、まだありません。ただ、職員は問合わせがあっても、内容的に御説明できたりとかいう体制は整えております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ありがとうございます。窓口設置して、なかなか来てという方もいらっしやらないと思います。これしっかり告知をしていただいて、場合によってはヒアリングに行ったりとか、何とかしてあげようという気持ちが大前提で、私は必要であると思う。非常に素晴らしいことだと思いますから、やはり聞きに行くなり、もう一步、二歩進んだ対応を頂ければなと思います。

もう1問ちょっと。先般、花きの生産者さんから、これは要望があつて実態が分かったので補正することになったという御答弁があつたと思います。これは言い換えれば、すなわち他の事業者に関しても同様で、要望があつて実態が把握できれば、何らかの補助をする可能性があるのかどうか、そこをお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 例えば、要望があつたらやります、要望がなかつたらやりませんとかいうことではなくて、今回、花きとか畜産というのも、私たちのほうにも頭にはちゃんとありました。例えば、花き生産業者さんが、大島では割と戸数は少ないんですが、柳井のほうでも非常に大きな被害が出ておるといふ実態もニュースでも聞いておりますし、また事業が持続できなくなってきたというようなケースもありまして、そういうニュースからして、町内にも花き生産業者はすごく多くたくさんではないんですが、おりますねということからして、農林課のほうに指示をして、ちゃんとそれを把握し、そしてまた、それに対応できるようにしようと。

当然、そのときに畜産業者さんの話もあつて、畜産業者さんは何となくイメージが湧いたんですが、学校が止まってしまつて牛乳が出ないということになって、そういうことからして、畜産業者も当然被害が大きいもんですよねという話をした。

ですから当然のこと、要望があるケースもあるでしょうし、当然、町のそれぞれの部署で、担当部署のこのエリア、エリアといいますか、それぞれの責任持ってやっておる担当課の中で、自分のところで担当しちよるところで、本当に困ちよるところは何かということ、それぞれの

部長、課長が精査し、そしてそれを補正予算なり政策に上げてくるということでありまして、当然要望があれば、当然その要望もお聞きし、それを精査すると思いますが、反対に要望があったら出しますよということじゃなくて、当然こちらからは、きちんと調査をし、精査し、給付の政策をつくり上げていくというのが基本だというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ありがとうございます。私も要望があったから、単純に上げるちゅうことではないです、当然。

ただ、先ほど話が戻りますけども、農林課にも既に3件ほど相談があって、JAにもあって、私個人にもあるわけです。そしたら、恐らく数十件の要望は、もう既にこの農業従事者の中でも上がっちゃう。やっぱりその気持ち、声というのも大切にしていきたいなということで、御答弁に実際にこれがありましたので、そういう置き換えができるのかどうか。やはりその線引きって、非常に重要だと思う。ある意味、ここはやっちゃうけど、ここはやっちゃらんちゅうことになりますから、そこはしっかりと見ていただきたいなと思います。

ちょっと教育に移る前に、このコロナのほうは1回まとめたいと思います。

おっしゃるとおりで、業態業種が多岐にわたって、どの業者においても、各事業者によりその実態が異なって、どういうふうな支援をするのがベストって非常に難しいのは分かっております。しかし、本当に困っているところに必要な支援が届くように、きめ細やかな配慮が必要であると思います。

この未知とのウイルスとの闘い、当分続きますから、これは要望になりますが、コロナウイルス感染症に関する統括的、あるいは総合的な窓口、これを設置し、しっかりと皆様の意見を聞く場所をつくる。これは要望になります。ぜひよろしくお願いします。

教育のほうに移りたいと思います。

今回の補正で組まれておりますICTの支援員、この人選、これが私は一番ぐらい重要だと思っております。県でも新たに教育情報化推進室を立ち上げておまして、やまぐち教育先導研究室、この組織を強化し、ICT教育のプログラム開発、あるいは授業計画の策定支援、教員のスキルアップを図ろうとしております。

学校には、教えることのプロである先生方がいらっしゃる。そして、今回の補正でも、学習のほうの支援員、これにも予算がついておりました。ICT教育を進める上では、このICTの支援員、これをどのような人にするかによって、方向性やスピード、あるいはこのICT教育の定着化、タブレットの利用頻度など全てが変わってくると思います。その辺りのことも踏まえて、もう一度、現状どのような人を選ばれるのか、イメージをお持ちなのかどうか、お答え頂きたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 新田議員さんからのICTの支援員さんをどのような方かというところでございますが、今現在、教育委員会で考えておりますのは、まずはタブレットやWi-Fi環境のトラブルの対応や操作方法の支援など、主に技術的な支援を中心に考えております。

ただ、タブレットを活用した学習に精通している方であれば、授業のアドバイスや支援をしていただけるとありがたいという状況で思っております。

選任につきましては、教員のOBの方、またはICTに精通されている方の中で、町内の方から選ぶことができればいいなという考えを持っております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） 当然、教育というちょっと難しいというか、そういった現場に入っていくという意味では、教育的観点や要素、そういったことを兼ね備えている方を選ぶのは望ましいでしょうが、なかなかさっきおっしゃっていたシステムと教育の両輪ができる人ちゅうのはなかなか難しい、いらっしゃらないと思います。

ただ今後も、再度自宅待機などになる場合を想定して、すぐにでもオンライン展開ができるように、やっぱりスピードも非常に重要ですし、とにかくゴール、こういったことをやっていくから、こういった人を選ぶんだという強い気持ちを持って、早く動いていただきたい。具体的にこれ自体は、いつをめどに運用を開始していくのか、お教えてください。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 今現在予定しておりますのが、先般3月議会のほうで予算をつけていただきましたタブレット、こちらが106台導入されますのが8月末を予定しております。この時点で、まず9月中をめどに対応を進めたいと考えておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） じゃあ、どんどん進んでいきます。

年間の大体この使用頻度、それ聞いたのは、結局ものは来ているけど、どれぐらい使っているかってのが、誰も分からない状態だと進まないんで、きっちり目標数値なりを、私はつくるべきだと思っております。

例えば、国語でいうと、年間の小学校の6年生で175時間あるわけですね。中学校は105時間、それは設定されちよる。その時間の中で、どれぐらい使うべきなのかどうかというのも、やっぱり教育委員会もしっかりと、そこは学校とも話し合いながら、目標の数字を出して、せっかく入ってきたタブレットをうまく有効に使うということを進めていかないといけないと思います。これはちょっと御答弁は結構なんで、どんどん進んでいきます。

あとは、キーボードの話ですね。キーボードに関しては、とりあえず今回106台購入予定と

ということで、これはでも2017年、平成の29年の12月には文科省がICT環境の整備方針として出しちやるわけです。小学校の中学年以上、つまりは小学校は3年生以上です。キーボードを備えた情報端末を学校に導入することを促しておる。

なぜこんなにキーボードというかということ、学習指導要領の改定もあってプログラミングも始まる。今後は、恐らくですが、オンラインの入試の動きも出てきておる。そういった中で、これは必須になるわけです。なんで、すぐにすぐには言わないですけど、やっぱり念頭に置きながら、必要なものは入れていくということをしなないといけないと思います。

もっと言うと、私個人的な、ちょっと若干それるかもしれないですけども、小学校の1・2年生とかでは必要ないんじゃないかなと。やっぱり3年生から、文科省が言っているとおりだと思います。そこからしっかりと入れていただいて、やっぱりタイピングのスピードも重要になってきますから、その辺りは必要な備品をしっかりとそろえていっていただきたいと思います。

どんどんちょっと進みます。まだたくさんあるので。35分までですかね。（「あと3分半」と呼ぶ者あり）3分半。

じゃあ、文科省が平成27年より、ICT環境の整備を図ろうとする自治体のニーズに応じ、アドバイザーを派遣した事業、ICT活用教育アドバイザー派遣事業をやっております。これは御存じかどうか。あと、使用したことがあるかどうか、短くお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 青山学校教育課長。

○学校教育課長（青山 武司君） 新田議員さんの御質問にお答えします。

まず、平成27年アドバイザー派遣事業については、認識が、すみませんございませんでした。したがって、派遣事業については、使用したことがないという回答になります。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 少し補足させていただきます。

平成27年度、平成28年度にiPad等のICT機器を入れたときに、固有名詞上げると会社の宣伝になると思いますが、導入業者とかソフト業者とかを呼びまして、学校全体で、町内全体での研修会を設けています。

それから、町内独自でそういうふうな堪能な方を集めて独自の研修会、そのときに講師をお呼びしています。

ただ、議員さんがおっしゃったICTアドバイザーの活用はしておりません。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） 知らないちゅうのは、ショックですね。この平成27年、これ、くしくもあれですよ。本町において、平成27年、平成28年から再編交付金を財源に256台タブレットが導入が入ってきた。そのときに、これ立ち上がっちゃります。

流れとしても、教育委員会など学校の設置者が、アドバイザー事務局にメールや電話をしてやり取りができる。場合によっては、向こうから訪問もしていただける。非常に重要なのは、助言、支援に関しての負担はないんです。これ使わない手はないです。ICT活用教育アドバイザー事業です。これ文科省がしっかりと1ページの最初のほうに来ます。これ念頭に置いて動いていただきたいと思います。27年の時点でこれがあることを知らなくて進んできているというのが、ちょっと非常に問題だと思います。またちょっと、これは相談に行きます。

ちょっと次に行って、ICTに特化して話してきましたが、最初に言いましたけども、本町だからこそできる、この人数規模だからこそできる教育が、今は本当にあると思っております。1個1個しっかり見ていただいて、改めてハイブリッド型の教育をしていただきたいと思う。

子供たちの教育を受ける権利、これをとにかく優先していただきたい。当然、学校というのは安全じゃないと駄目ですから、そこはしっかりと考えていただいて、教育長から最初にもありましたけども、1回は休業にする。その後、1個1個しっかり見ていただいて、開いていただければなと思います。

じゃあ、最後まとめになります。本日の質問を通して繰り返して申してまいりましたが、今後、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波が必ず来るであろうと考えて、今のうちからしっかりと様々な状況を考慮し、準備、そしてシミュレーションしておくことが、これは言うまでもなく必要であります。町民の安心安全を担保するためにも、意見を出し合いながら一致団結して、目に見えない敵に対峙していかないといけない。

本日質問させていただきました避難所の問題、あるいは教育におけるICT活用、これについて感染症などが蔓延した場合では遅いので、今すぐに先を見越して動くことが大切であると思っております。

このたびのコロナウイルス感染症の影響によって、子供たちが教育を受ける権利を長期間奪われました。学力の低下、あるいは不登校、こういったことも懸念されます。いつも言っておりますが、先ほどからも言っております。この人数規模だからこそできる教育が絶対にあるんです。いま一度そこをしっかりと考え見詰め直して、本町ならではの教育を展開していくことで、都市部には負けない魅力のあるまちづくりが、私はできると思っております。教育はこの島の未来であり、移住定住促進とも密接につながっております。

最後になりますが、このたびのコロナウイルス感染症対策の対応に関し、冒頭にも申し上げましたが、町民の皆様、そして各事業者様、そして医療関係者皆様の頑張りで、本町においては現在のところ、新型コロナウイルス感染症の報告はされておられません。

そして、こちらにいらっしゃる執行部の皆様をはじめ、職員の多くの方々が、休日出勤を繰り返しながら頑張ってくられた。この場をお借りして感謝申し上げますとともに、今後も町民の皆様

のために御尽力を頂ければ幸いです。長時間ありがとうございました。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、新田議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時33分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6番、吉田芳春議員。

○議員（6番 吉田 芳春君） 6番、吉田でございます。今回は、新型コロナウイルス感染症対策における学校給食費の無料化及び児童生徒に一人一台のタブレット等の整備について要望したいと思っておりましたが、既に執行部において、それぞれにつきまして、去る6月9日、補正予算が上程され、原案のとおり可決されておりますので、私の一般質問の所期の目的が達成できましたので、簡単にお尋ねいたします。

このたび、保護者の給食費の負担軽減策として、2学期まで学校給食費が無料化され、ありがとうございます。町長をはじめ、教育長さん、御苦労さまでございます。（「マスク外していい」と呼ぶ者あり）マスク外したほうがいいか。

今後は、小中学生の学校給食費の無料化の在り方が課題であります。近隣の和木町や岩国市は既に学校給食費を通年完全無料化に取り組んでいます。全国でも学校給食費の無料化について実施や検討をされている自治体が多くあります。子供は社会の宝であり、地域でみんなで子供を育てなければなりません。子供を産み育てやすい環境の整備を図り、小中学生の9年間の義務教育において、一般的に教科書代、授業料、通学費、そして医療費は国及び自治体が負担しております。

本町では、学校給食費の無料化のみであります。学校給食費の無料化に恒久的な財源の確保がネックになっております。都市部では、児童手当から学校給食費を天引きし、学校給食費の無料化に取り組んでいる自治体もあります。創意工夫して、学校給食費の無料化の実現が図られるようお願いいたします。

親が経済的に困窮し、満足に食事が取れない子供の貧困が社会の問題化する中、栄養ある日々の給食を無料提供することで、教育費がかさむ子育て家庭を支援し、子供の成長を支える狙いがあります。

本町もこの際、学校給食費の完全無料化に積極的に取り組むよう要望いたします。

次に、児童生徒に一人一台のタブレット等の整備についてお尋ねいたします。

これも、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、多くの地域で小中学校の休校が長期化され、情報通信技術の活用による学習指導を推進するパソコンなどの整備を図り、教育の地域格差が解消し、子供たちが安心して学習を継続するため、そして、感染予防対策として自宅へ通信環境が整っていない児童生徒に、このたび整備された一人一台のタブレット等を貸与し、インターネット回線で学校と家庭をつないだオンライン授業の実用化を図るよう要望いたします。

北九州では、新型コロナウイルスの第2波感染が始まったと報道されています。児童生徒の教育を受ける権利を保障するにはオンライン授業しかありません。早期にICT教育の拡充をお願いいたします。

子供たちが社会に出て活躍するのは10年後、20年後のことです。社会の情報化、グローバル化は一層進展していくことと思われまます。

一方で、学校教育は10年前、20年前と同じ道具、カリキュラム、授業を続けるだけで、未来を生きる子供たちを育てられるでしょうか。一人一台は学校教育を現在の情報技術を刷新しようとするものであります。

本町の全ての子供たちが情報端末を用いて授業が受けれるよう、早期にオンライン授業の導入をお願い、要望したいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 吉田議員さんの新型コロナウイルス感染症対策についての御質問にお答えいたします。

まず、学校給食費の無償化についてでございます。

周防大島町立小中学校においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として学校一斉臨時休業の措置をとってまいりましたが、山口県においては、政府発出の緊急事態宣言が5月14日に解除されたため、5月18日から登校を再開し、5月25日の月曜日から学校給食を再開したところでございます。

しかしながら、臨時休業中は行動等に制限のある生活が続いていたことから、児童生徒においては心身ともに大きな負担があり、御家族の皆様においても大変な心痛があったものと思われまます。このことから、周防大島町として保護者の負担を軽減すべく、本定例会で本年5月分から2学期末の12月分まで、8か月間の学校給食費を無償とするための補正予算について御議決を頂き、対応を進めているところでございます。

また、和木町と岩国市が、学校給食費の無償化を実施していることは承知しております。

本町における給食費の無償化の検討等については、昨年の第3回周防大島町定例会時の総務文教常任委員会において議論がなされたところでございますが、教育委員会といたしましては、給食費の無償化等を含めた子育て支援を理解する一方、年間、約3,400万円の経費がかかることから、必要な財源の確保など慎重に検討すべき課題と捉えております。

次に、児童生徒に一人一台のタブレット等の整備についてでございます。

御存じのように、本町では平成27年度と平成28年度にかけ、再編交付金を活用して、全小・中学校に学級最大児童生徒分のICT端末であるiPadを256台配備しております。

また、国が進めるGIGAスクール構想の実現に向けた事業による情報機器整備に関連して、令和元年度3月補正で、校内LAN等の整備とともに、国が示した小学校5・6年生と中学校1年生のiPad106台の整備に係る予算を計上させていただき、現在本年8月までの納入に向けて準備をしております。

さらに、令和3年度から令和5年度までにかけ、段階的に整備予定であった、小学校1年生から4年生、中学校2年生3年生のiPad268台の整備についても、本定例会において補正予算を計上させていただき、御議決を頂いたことから、前倒しして本年度中に整備することとしております。これらのiPadを合わせますと合計630台となり、児童生徒一人一台となるiPadの整備が完了することになります。

また、このたびの補正予算にWi-Fiとして使用できるモバイルルーターの30台の購入と、それに係る通信費の予算も計上してありますので、インターネット環境のない家庭にも、iPadを貸し出して、オンライン学習が可能となる準備も併せて進めてまいります。

○議長（荒川 政義君） 吉田議員。

○議員（6番 吉田 芳春君） ありがとうございます。以上で質問は終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、吉田議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、5番、田中豊文議員。（発言する者あり）

○議員（5番 田中 豊文君） まず、1つ目の質問で、コロナ後のまちづくりの方向性についてお尋ねをいたします。

新型コロナウイルス感染症は、地域社会へ深刻な影響をもたらしている一方で、この危機は現代社会の在り方を真摯に見つめ直す絶好の機会とも言え、コロナが終息した後の地域社会の在り方を、頭を切り替えて考えるべきだとも思いますが、コロナを乗り越えた後のまちづくりをどのように考えておられるのか、この町のトップリーダーとしてコロナ終息後を見据えた周防大島町における新しい時代のまちづくりのビジョンをお聞かせ頂きたいと思っております。

次に2番目の消防団員への報酬支給方法についてお尋ねをいたします。

地域の安心安全を担う消防団員に対しましては、1人につき年額で1万6,000円の報酬が支払われているものと承知しておりますが、他の自治体におきましては、この報酬が分団の口座にプールされ、消防団の活動費などに使われて問題となった事例もあるようで、これについて総務省消防庁は、報酬は団員個人に直接支給するべきものと指導しているとのことですが、そこで、本町におけます報酬支給方法の実態について、簡潔に御答弁をお願いいたします。

3つ目の病院事業局におけます契約についてお尋ねをいたします。

病院再編計画による経営改善の一方で、工事や備品調達におけます徹底したコストカットが必要であることはこれまでも再三申し上げてきたとおりでありまして、病院事業局におかれましては、既に取組をされておられるとは思いますが、これまでは、本来は特例手法である随意契約が積極的に採用されてきたものとお聞きしておりまして、現在、この調達契約の実態がどのように改善されてきているのかについて、具体的なデータにより簡潔に御答弁をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 田中議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

コロナの後のまちの将来像、方向性についてのお尋ねでございますが、私がまだ今申し上げるまでもなく、まず、現状でございますが、新型コロナはわずか本当に数か月の間で地球規模で、国家の存亡存続までを脅かすような事態となっております。世界全体、何もかもが停止し、そして、人や資本が国をまたいで停滞し流れなくなって、それぞれが生き延びることが時代の主流となり、これまでグローバル化が大変もてはやされておりました。とにかくグローバル化だ、グローバル化だ言っておりましたが、それが、反グローバルが新たな国際秩序となるような状況になっております。

さらに現状では、今、日本に返ってみますと、日本の国の現状では、国の債務が急激に増加して、最終的には、これは国家全体として大変長期の低迷に陥るのではないかというふうに不安になっておるところでございます。

そして、最近の企業の倒産とか、また、事業の停滞とかを見ておきますと、今後、大量の労働者が失業の憂き目に遭い、さらに貧富の差がさらに大きくなるのではないかというような現状の不安があります。

そしてまた、そういう状況になりますと、今、日本を担う若い人たちが長期にわたって非常な就職難ということになるのではないかというような現状を想定しておるところでございます。

そこで、御指摘の新コロが終息した後の社会でございますが、この新型コロナが終息した後はどのような社会になるのだろうかというふうに考えてみますと、いいようになる面も当然あるのではないかと思います。1つには、この新型コロナが終息しますと、やはり環境をより重視す

るような社会になってくるのではないかと。そして、人と自然との調和の必要性を意識するようになるのではないかと。

そして今、非常に問題になっておりますが、問題になっておるのは都市部の話なんです、東京圏を例に取りますと、長時間通勤とは、広く長時間通勤が行われておりますが、その長時間通勤とは無縁の居住環境の非常によろしい地方の魅力が再発見されるのではないかと。

そして、先ほどからもずっと学校の情報技術、ITが大変いろいろ議論されておりますが、ITの発展とテレワークの普及で、地方分散の可能性が高まってくるのではないかとということも考えられます。在宅勤務が主流となって、オンラインなどの新たな方式に取って代わるのではないかとというふうな想像がされているところでございます。

であります、今、田中議員の御指摘の、今現在、コロナ終息後の新しい未来がどのようになるのかということですが、私の推測では、この新しい未来がどのようなものになるのかは、正確にはわからないし、そして、新コロ後の具体的な周防大島町、まちの将来像は、はっきり言って描けていないということしか申し上げられないと思います。

町のトップリーダーというお褒めか何か、そういう言葉を頂きましたが、本当にこの新コロの後の周防大島町のまちづくりというのがどのようなものになり、どのような方向性を持っていくべきなのかということ、非常に不確定要素が多く、今、ここで私が周防大島町の町長、リーダーとしてそれを申し上げることは非常にできないし、また今、私がここで、それを明確に申し上げられるような将来像が全く見えていないということをお知らせしておきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員さんの、消防団員への報酬支給方法についての御質問にお答えいたします。

周防大島町消防団の報酬の支給方法の実態がどのようになっているのかとの御質問でございますが、消防団は、令和2年3月31日現在で、62分団873名で組織されており、報酬は年2回、出動手当は年4回を集計し、各分団員への支払い分を分団名義の預金口座へ振り込み、分団長から団員へ支払う方法で行っていると認識しております。

この方法は、旧4町合併前では、報酬等の支給方法がそれぞれ違っておりましたが、消防団幹部会議等で協議を行い、現在に至っております。

しかしながら田中議員さんの御指摘のとおり、以前に消防庁からは、報酬、出動手当等は、その性格上本人に支給されるべきものと考えられ、適正な方法で支給するようとの通知が発せられていることも承知しておりますが、各支部、各分団、あるいは各地域における消防団活動等の実情に即した対応も必要ではないかと考えております。

いずれにいたしましても、合併から15年が経過し、消防団を取り巻く環境も大きく変化して

おりますので、再度、消防団幹部会議等で議題に上げてまいりたいと考えておりますので御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 田中議員さんの病院事業局における契約についての御質問にお答えいたします。

議員さんがおっしゃられますように、私も経営改善には契約の見直しなどコストカットが必要だと思っております。

御質問にありました契約についてですが、医療機器等の建設改良につきましては、昨年度総契約数に対する随意契約の割合は85.7%でした。今年度は14品契約しておりますが、随意契約の割合は35.7%と減少しております。

130万円以上の修繕につきましては、今年度はまだ実績がないため、平成30年度と令和元年度を比較いたしますと、平成30年度は2件全て随意契約でしたが、令和元年度は、随意契約の割合は50%でした。

医療機器の修繕につきましては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律により修理業の許可が必要なものがあるため、メーカーに直接依頼するものでございます。

また、橘病院が有床診療所になることに伴い、昨年、給食委託業者と契約内容の変更について交渉し、業務見直しにより契約金額を削減することができました。

今後とも、契約更新時には内容について精査し、経営改善につなげていきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 1つ目のまちづくりの方向性について、御答弁では環境を重視していくとか、これから人と自然、そういったことを重視されるような御答弁で、非常に喜ばしいとか、そういう方向であるべきだと思いますが、私が聞いたのは、将来、コロナ後はどうなるかというのは、多分、誰にも分からないことで、それを町長にここで答えて教えてくださいということではなくて、例えば、社会の在り方が変わってくるということは確実なことなんで、例えば近い将来、まちづくりをこれまでとは違う方法でやらなきゃいけない、進めなきゃいけない。

例えば、今までのやり方というのは、行政のまちづくりというのは、それで一言で片づけられませんが、端的に言えば、量的なものにこだわるというか、例えば数、イベントをやって、数を集めて、それでまちづくりをやっていますよというような感じに見せるというのが主流だったと思うんですが、これからはそういったことではなくて、本質的な中身の充実に取り組みなきゃ

いけないと。

本当にこの町をどうしていくのか、どういう——、例えば、具体的にお聞きすれば、今、町で最重点課題として取り組む定住対策、これを今、コロナで、もちろん定住対策、移住対策というのは非常に難しいのかもしれませんが、それをこの機会を捉えて、環境を重視して、人と自然を生かして、まちづくりを進めるというのであれば、それをどういうふうに進めていくのか。ただ、周防大島はいいところだから来てくださいよというのではなくて、やっぱり来ていただいて、ここでいい暮らしというか、生活ができるような環境を、その生活環境なり、そこが何を売りにしようかと町長が考えておられるのか分かりませんが、それをどういうふう具体的に進めようとするのか。これまでとは違ったやり方が、当然必要になってくると思いますが、そこをちょっと具体的に教えて、町長が思う周防大島をこういう定住対策を進めて、こういう環境の町にして、人がたくさん住んでもらえるような町にするんだという、そういう具体的なまちづくりの方向性というんですか、それをちょっとお聞きしたかったんで、もう一回答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） まちづくりの必要な重点的な周防大島町の課題であります定住対策についての御質問でございましたが、これもちょっと今、現状の認識を一緒にしていただきたいと思うんですが、実は2014年、平成26年でございましたが、日本創生会議が全国896の自治体を消滅可能性がある自治体であるというふうの名指しをして、非常に大きな衝撃が広がりました。これが基になったかどうかは別ですが、政府は、人口減少と東京一極集中の是正を目指して、地方創生政策というのを始めたんですが、この基になったのは、やっぱり日本創生会議の消滅可能自治体の発表からではないかというふうに私は思っております。

そこで、当然のことながら全国の自治体、全国の自治体と言っても、東京周辺の人口が増えていくところは別なんですけど、人口の減っているところは、みんなこの地方創生ということに取り組んだわけですが、周防大島町も地方創生総合戦略を立てまして、取り組んでまいりましたが、この6年間、2014年から2020年まで、この6年間で何と人口は2,761名減少してしまいました。これは、全体的に見れば、昨年の東京圏への転入転出者の差は何と転出よりも転入者が14万人も上回っておるという現状で、はっきり言って、この地方創生というのが、この取組に対してはあまり結果が出ていないということになっておりまして、東京一極集中はますます進んでおるというふうな現状ではないかと思っております。

そして、日本全体の人口の問題でございまして、昨年の出生者数が89万人、死亡者数は138万人ということで、この結果、出生児数、生まれた子供から亡くなった方を引くと何と48万5,000人もマイナスになってきている。自然減ということでございます。48万5,000人という数字は、鳥取県が約55万人ですから、鳥取県に匹敵するぐらいの人口が日

本全体では減少しておるといふことをごさゝまして、本当にこれはもう危機的状況だといふことではありますが、危機的状況の中でも、東京圏には14万人も転入超過であるといふことでもありますから、まさに東京一極集中と人口減少対策といふのは、全く効果が現れてないといふふうにも思っておるわけでごさゝます。

それに加えて、このような現実がありますが、さらにこの新型コロナウイルスで社会はがたがたになっておるといふ状況ではないかといふふうにも思っております。

しかしながら、そのような現状を踏まえてではあります、やはり、周防大島町とすれば、私はやはり定住対策ちゅうのは非常に重要な政策であると考えておるわけでごさゝまして、どのような形で定住促進を進めるのかといふお尋ねだったと思うんですが、これまでのような今、田中議員さんがおっしゃられたのは、例えばいろいろなイベントだけじゃないと思いますが、いろいろなものが量やら数の問題から、まさに質のほうに転換すべきだといふふうにおっしゃられたと思いますが、私もそれはそれとして一理あるなと思っております。

そしてもう一つは、これまでは人口の減少を何とか食い止めなければならないといふ、ずっと思いがありました。ただ、それは実現していないのも残念なことなんですが、やはり人口減少をある程度受け入れるといふ形でのまちづくりが必要になってくるんじゃないかといふふうにも思っております。

そして、そういう中で定住対策を進める、要するに移住定住を進めるということになりますと、やはり周防大島町の売りであります環境であるとか、例えば、アクセスのよさであるとか、そしてまた、非常に町内のこの幹線道路の環境も随分よくなってまいりましたし、周防大島町への移住定住の条件といふのはだんだん整ってきておるんじゃないかといふふうにも思っております。

1つは、やっぱりよく職と住ということが言われております。職ちゅうのは職業の職、住といふのは住むとこといふことにはなりますが、職と住をきちんと提供するか、または、希望のある方にそれを条件をクリアできるようにお手伝いをしなければ、なかなか移住が進まないといふことなんですが、やはり職、仕事は私たちがここに大きな勤務先がありますからそこへどうぞと、そして移住してくださいといふことは全くできない、製造業が全くない周防大島町からすれば、やはり移住してこようとする方が、それぞれ自分の得意分野、またはアイデア、またはそういうこれまでのスキルを通じて、この大島でそれが発揮できる。それについては、先ほど1回目の答弁で申し上げましたように、非常にコロナの状況からすると、周防大島町は売りの分野になってくるんじゃないかといふふうにも思います。

ただ、職の問題でいいますと、やはりどうしてもきちんとした子育てができるような経済的な活動ができないと、やはり一番環境がいいからといつても、環境で銭が浮いてくるわけじゃ当然ないわけですから、やっぱりある程度のお金を稼ぐといふ部分がまず1つだと。

もう一つは、やっぱり住むとこということです。住むところは、本当に全国でも有数の空き家がたくさんある町ということになっておりますので、この空き家の問題を何とかこの移住定住者のために、その空き家を活用をもっとできないかということであると思います。

これも、随分取り組んでおるつもりですが、やはり空き家があっても貸していただけないということと、やっぱりもう一つは、その理由とすれば、中に大事なものがまだ残っておると、大事なものが何かといえば、仏壇とかそういうものが残っておるということがあって、本当に今だったらお借りして、少し改修して、ずっと移住者に提供できるんだがなというところはたくさんあるんですが、なかなかマッチングが悪いということもあります。

これは新たな課題ではなくて、これまでの課題を今申し上げているわけでございます。

定住対策は非常に重要政策であって、そしてまた長期的な戦略でありますんで、これは一番基本的には、やはり現在進めております、現在進めておることをさらに進めるべきだという意味で言っておるんですが、現在、ソフト事業とハード事業を組み合わせた定住対策を進めております。

1つは、ソフト事業というのは、定住促進協議会を中心とした移住のツアーとか、またはこちらへ来ていただいて、きちんと状況をゆっくり何回も見ていただいて、本当に納得していただいて移住していただくというような、定住促進協議会の職員や帰省先とかの職員を通じて、移住のためのソフト、皆さんへの提供するソフト事業と。

もう一つは、やはりハード事業が重要だと思います。1つには、今年の3月に供用開始いたしました若者定住促進住宅と、これは開作地区であります、東和地区に若者定住のための宅地の分譲、貸付分譲になるんですが、始めましたところ、大変どちらも好評を頂いております、東和地区のほうも5区画提供しましたところ、今現在、もう既に4区画に新築住宅の建設が始まっております。開作地区の若者定住住宅のほうも、なんと4戸に対して30戸、30人ぐらいの家族ぐらいの御要望がございました。

これを見ても、この中に、30人の中に相当数の町外の方が希望されておるということで、大島に住んで、そして町外の方は町外に仕事に行くと、非常に外のお金を持って帰ってくれるということで、非常に有利なことではないかと思いますが、この定住住宅も、これからももっと力を入れるべきだろうなというふうに思っております。

しかしながら、これはものすごく重要な政策であり、なおかつ長期的な戦略でありますんで、残念ながら、私と皆さん方の任期が11月までなんで、次の新しいメンバーでもっともっとこの新冠終了後のまちづくり、特にこの重要政策を議論をいただけたらと思います。私の今現状では、そういうような思いであります。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ありがとうございます。今、町長言われていましたけど、定住促

進協議会、非常に頑張ってやってもらっている、やっておられると思いますが、やっぱりこのコロナの経験を踏まえて、やっぱりもっと受皿作りというんですか。今、答弁でも言われていましたけど、そのためにやはり推進体制を含めて、中身の充実というんですか。底上げ、レベルアップをするために、もっと今までとは違う、大胆な、今がいけん悪いと言っているんじゃないかと、もっと違う大胆な政策が町として必要なんじゃないかなということをお願いしたんで、その辺はもうなかなか11月以降のことでということで、答弁は結構です。

それと、消防団員のほうなんですけど、幹部会議で再度協議されたいと、されるということだったんですが、現状でも、全体の統一的な運用を決めるのは幹部会議で諮られてからということで、すぐでなくてもいいんですが、現状、本来あるべき姿、直接団員に支給するという方法と、今までの方法を併用と、そこを選択肢を与えるということではできると思うんで、それはすぐにでもできる話で、ひとつやってもらいたいと。

もう一つは、今の幹部会議を、幹部会議というか、支払方法の見直しを、いつまでをめどにやられるのか、そこをちょっと御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員の御質問の、まず幹部会議につきましては、年2回開催しておりますので、今年度につきましては、既に第1回を4月17日に開催しておりますので、第2回目を11月頃に開催予定としておりますので、その際に議題に上げて、御意見をお伺いしたいと考えております。

あと、今の支給の関係でございますが、これにつきましても、4町合併後の幹部会議により、今の分団長の委任とかも、それによって現在に至っておりますし、今も消防団に入団する際には、入団届や宣誓書等の提出時に報酬、出動手当の支給額、請求、受領の権限の委任状が提出されているところでございますので、これらの取扱いも含めて、今後、幹部会議で検討してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） いつまでをめどに改革ちゅうんですか、是正されますか。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 幹部会議の結果次第なんですけど、今のところ、新年度にはそういうようにやっていきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 幹部会議に結論を委ねるのではなくて、もう直接団員に支払わなければいけないという結論は出ているんで、それに向けてどう今の現状を是正していくかだけの話なんで、それは幹部会議で、11月に行われて、いや、今までどおりでいいと言ったら、その

ままということなんですか。それであってはいらないと思いますから、ここであえて質問しているんで、正規のやり方にするために、いつまでにそれを実現するのかということをも明確に答えられるはずなんですけど、あとは時期の問題だけで、もう一回答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 確かに、以前に消防庁から報酬等の支給方法については、その性格上、本人に直接支給されるべきものと考えられ、適正な方法で支給されるようとの通知をされております。田中議員の御指摘のとおり、本来、消防団員個人の口座に支払うのが基本でございますが、先ほど、やはり答弁したとおり、各支部、各分団、あるいは各地域における消防団活動等の実情に即した対応も必要と考えますので、再度、消防団幹部会議等で議題に上げてまいりたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） その結果を踏まえてということで、また、確認したいと思いますが、そうでなくて、ではさっきも質問で言いましたけど、今までどおり分団長というか、分団の口座に支払う方法を取るのか、正規の方法で、分団員個人に直接支給するのかということを選択肢として、加入の際とか、各分団に周知するという事は、それで選択制で、団員直接のほうがいいという分団には、その方法を取るということは決めれますよね。それは実行できますよね。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員のお話のとおりだと思います。町の分団として、一律というわけではなく、やはり各分団の運営上の様々な実情を考慮し、まずは、各分団の中で御検討をいただき、各分団ごとの判断により、今までどおりであれば、分団長への委任により、分団名義の預金口座に振り込みますし、委任しない場合には口座振込依頼者により、各分団の名義の預金口座への振込はできると考えております。

いずれにしても、疑念を抱かれないように適切に対応していきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） それでは、病院のほうに移りますが、今日は、ちょっとごく基本的な初歩的な質問しかしませんので、安心してお聞きになっていただければと思いますが、まず、今年度35.7%になった随意契約率、これまだ今からかなりの数が随意契約されると思いますが、どれぐらいで抑えたいというふうに目標を持っておられますか。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 今の田中議員さんの御質問でございますけれども、どれぐらいに抑えたいかということでございますけれども、件数的には医療機器の購入はほぼ大体整備されておりますので、約35%ぐらいで抑えられたなど。ただ、ほかにもいろんな調達契

約等がございますので、進めていきたいというふうには思いますけれども、今、具体的に数字的にはちょっと考えておりません。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） そういう目標値はやっぱり持たなきゃいけないんじゃないかと思えますけど、それはちょっと今後検討してください。

それと、できるだけ低く抑えられるようにという、それに関連して、ちょっと日本経営の経営コンサルタント業務委託契約について、具体的にちょっとお尋ねをいたしますが、これは、これも随意契約で契約されております。これまで平成26年から現在も契約されております。これは、公営企業施行令の何条の何項何号に該当するのか教えていただけますか。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 田中議員さんの御質問にお答えいたします。

経営コンサルタント業務の随意契約につきましては、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定による、その性質又は目的が競争入札に適しないものとして、病院事業局としては判断いたしております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 頂いた資料では、当初、平成26年に契約されたときの起案書で、選定理由が、全国自治体病院協議会からの推薦で選定したというふうになってはいますが、この全国自治体病院協議会の推薦で業者が選定できるという根拠はどこにあるのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 田中議員さんのおっしゃいますように、その基準というのはございませんけれども、病院事業局としては、経営コンサルタント業務をお願いするに当たりまして、そのノウハウがないということもありまして、全国の自治体病院が加盟する全国自治体病院協議会に御相談して、推薦、紹介していただいて、検討したものでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 先ほどの地方公営企業法施行令第21条の14の第2項のその性質又は目的が競争入札に適しないものをするときというのは、これは一般的にどうか、その意味するところは、例えば特許を持っている業者だとか、その業者しかできない、特に秘密を扱う業者ということなんで、それを、今言われた全国自治体病院協議会の推薦でノウハウを持っているから、これで業者にというものは、非常に無理があると思います。

全国自治体病院協議会、これは町の病院も会員になっているはずで。そういう会員でつくった協議会で推薦して、なぜそれが業者選定のしかも1社随契、こういうノウハウと言われましたけど、ノウハウを持っている業者は全国にたくさんいます、そのコンサルタントの病院経営の。

それでなぜこの推薦で決めたということも非常に問題のある契約だろうと思います。

手続的にどうなのかというところなんですけど、僕は契約の際に、金額を決める際に、見積書を取っておられますが、この2019年度の契約額2,640万円、年間で。これは恐らく1社しか、この日本経営の見積りしか、見積書しか私は頂いていませんけど、1社しか取っていないということでもよろしいんですか。その理由はこういった根拠でしょうか。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 田中議員さんがおっしゃいますように、平成26年10月に、最初に日本経営コンサルタントさんと契約させていただいております。その際に、1社からということでございますけれども、私どもも日本経営コンサルタントに業務を委託するにあたりまして、そのノウハウと申しますか、そういうものがなかったので、全国自治体病院協議会のほうへ御相談させていただいて、紹介したわけですけれども、その金額等については、見積りは1社のみでございました。

その価格が適正かどうかということは、私らもそのノウハウはありませんでしたが、概ね1病院について1人の人件費で賄えるぐらいの価格を一応は想定しておったところでございます。

ちょっと業者の選定等について、そこは議員さんがおっしゃるように反省すべき点だというふうに思いますので、今後、こういうことがありましたら、もう少し適正にいろいろ考えて、契約に向けた適正な契約方法で行いたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 反省すべき点と言われても、今年度も1,580万円の契約、今実行中です、契約されて。反省すべき、どういうふうに反省して改善されるのか、ちょっと分かりませんが、非常に細かい話で申し訳ないです、手続上の。この見積書で2,640万円と見積書があって、予定価格というのはもちろんありますね。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 正直申しまして、予定価格を設けておりませんでした。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） このコンサル業務でございますが、なかなか競争入札に適さないものというのが大前提にあります。そこで、当然ながら、今の随意契約になったという経緯でございますが、それで、例えば予定価格を組むという能力がこちらにあれば、当然ながら予定価格を組んで、その予定価格に対して複数社から見積りを取ることが原則だというふうに私も認識をいたしておりますが、しかしながら、このコンサル業務というのは、実際に何を根拠にということになりますと、1度、例えば今の日本経営さんに入らせていただいて、いや、これは契約なしですよ。入らせていただいて、現状を見ていただいて、それによって日本経営も見積りを出さなけ

れば、当然見積もる方法、すべがないというふうに思います。

それで、何で日本経営がその対象になったのかといいますと、当然ながら、全国の自治体病院のほうで、いろいろな経営上の問題点をきちんとコンサルしていただきたい、してもらっておるというのがたくさんあると思います。そういうところの中で、例えば、周防大島町の今の現状をこの自治体病院協議会にいろいろ相談もしておりますが、そうした中で、そういうふうな状況の中でコンサルをしてもらうのであれば、こういう日本経営さんがあちこちでこういうコンサル業務を既にやっておりますから、それが1つの日本経営さんを推薦する理由ですよということが前提にあって、それでその自治体病院協議会から推薦を頂いたということになると思います。

要するに、これはきちんとした、例えば予定価格の今問題がありました、予定価格を組むんであれば、こちら側に予定価格を算出する根拠をきちんと持つておかなければ予定価格はできないと思いますし、予定価格のない入札というのは、見積りで契約するのはどうかということは、まさに原理原則の話ではあるんですが、しかしながら、こちらから例えば積算能力がない見積りをやっていたら、言うなれば今、おっしゃられた2,640万円、それをまさに予定価格にするということになるのではないかと思います、いずれにいたしましても、自治体病院協議会のほうでも、あちこちの全国のそういう病院の中で、日本経営さんがコンサルをやっておられて、そういうところで日本経営さんに発注しているところがこうこうあって、周防大島町の病院の実態、そしてまた規模からして、日本経営さんにコンサルをお願いするのはどうでしょうかという推薦。

そうでないと、私たちが日本経営がどんなとか、または、どのぐらいの複数のほかに、他のコンサルさんがどのぐらいあって、どれがどのような実績を持つておられるのかということまでちゃんと把握できていないので、自治体病院協議会のほうで指導頂いたということなので、これをあんまり厳密緻密に通常の入札や、または随意契約の手續に則ってきちんとやれるかと言ったら、なかなか困難な状況にあるということで、今回の形になっておると思います。

それを、きちんとその制度にぴしゃっと則って、法に則ってぴしっとやってくださいというのは、それは当然のことだと思いますが、今の状況からすれば、この随意契約で日本経営と契約するのが一番最善であったというふうに私も思っておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） もし私が職員で、こういう契約の決裁を椎木総務課長の時代に上げたとしたら、大叱られをしとるんじゃないかと思うんですが、契約の、この日本経営と契約したのがどうこう言っているんじゃないんです、私は。手續上、なぜやってないのかと。予定価格がないという、ちょっと信じがたい御答弁なんです、予定価格もない、見積りも1社ということは、この2,640万円、例えばこの2019年の2,640万円の金額、これはどうやって妥当だと判断したんですか。これがコンサルタントといえども株式会社ですから、株式会社が1円

でも多く利益を上げるということは当然ですこれは。それで、これを要するに言い値で契約しているわけです。ほかのコンサルタントから見積りを取って比較もできない。じゃ、町として幾らまでなら、幾らが妥当だという金額もないということは、要するに言い値で契約していると、ここに無駄がないということはどうやって証明するんですか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 要するに、日本経営が周防大島町の町立病院の改革に適正なコンサルであるということですから、日本経営の見積りを私たちの契約額にしたということですから、それは今言うように、例えば日本経営と同じようなコンサルに複数お願いして、そこからの見積りをもらってから競争性を高めるということにはなっていない。そのとおりだと思いますが、要するに、それが今の、先ほどから言われた施行令の21条のその要項だと思うんです。

ですから、競争に付すことがなかなか適正でないということからして、ですからそれは例えばそれじゃ複数のコンサルに競わせるという方法もないことはないと思います。しかしながら、それを決めるのは、だから、自治体病院協議会で、このような周防大島町立病院のようなどこの経営コンサルをたくさんやっておる会社として推薦を頂いたからこそ、そこと契約をしようということになって、そこで競争しようという、競争させようということは当然なかったわけでございますんで、今の競争入札に付すことができないとか、不利になるとか、いろいろ条件はあると思いますが、要するに、そういう中で日本経営をコンサルとしてから推薦頂き、ですから、そういう実績があるのであれば、信頼できる会社だろうということに契約をしたということになると思います。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 平成26年に最初に契約したというときから始まるんですが、これは私がここ十何年、管理者を引き受けたときに、全国自治体病院協議会では、医師の派遣から、全てそこに頼んで、私も最初の頃は、月に1回ぐらい自治体病院協議会に行って、いろいろなことを相談して、医師の派遣も2、3名の方、今、おられる先生も紹介してもらったりして、もう信頼のおける協議会で、全国の半分みたいな協議会ですので、そこに行ってお願ひして、御存じのように、経営が非常に悪くなったんで、やはり第三者に見てもらわないといけないのではないかということになって、それではということで、先ほど部長が言いましたように、私たちにそのコンサルがどういうところにどういうのがあるか分からないので、自治体病院にお願ひした。そうすると、自治体病院のほうでは、全国の自治体病院から民間病院まで、600以上の病院及び200以上の介護福祉施設の支援の実績のある株式会社日本経営に依頼してはということでお話を聞いて、それで金額に関しては、大体、その当時100床の病院で月50万円ということだったんですが、うちは3病院あるんで、150万円ですが、少し安くして、月120万円と

うことで、その年は10月からだから、先ほど言われた金額で、その後は月120万円ずっと1,440万円、年間、その契約でしていたんですが、御存じのように2019年、再編計画が持ち上がりましたので、度々こちらに大阪のほうから来なくてはいけなし、いろいろな資料も要るということで値段を増やしました。そして、それが終わったので、今年度は元に戻しました。

それで、なぜ再編が済んだのかというのですが、御存じのように、これは1期目の再編であって、まだ2期目、令和5年、令和6年をめどにチェックしなくてはいけなしなので、引き続きやってもらいました。

最初にやって、途中で変わるというのは、非常に難しいし、無駄もあるということで、言いなりとは言いながら、大体全国平均でそういう基準というのがあったので、それでやらせてもらっております。

だから、ほかのともいろいろ当たって、それほど安いところはないかと思えます。

私が大学におるときは多くの金でコンサルトを頼んでいたのですが、そういう感覚もあって、少し安いかなど思ったところもあるかも分かりませんが、基準は100床で大体月50万ということで、1病院ということが基準ではあったんですが、ですから――。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ちょっと話が戻るんですけど、地方公営企業法施行令の21条の14の2項、その性質又は目的が競争入札に適しないものとするときというのは、さっきも言いましたけど、特許技術を持っているとか、守秘義務が、秘密業務だとか、とにかくその業者でないとできないということが客観的に説明できる場合でないと適用できないんですから、病院協議会、全国自治体病院協議会から推薦があったから、それが何かあたかも根拠のように言われますけど、そういった感覚じゃなくて、私が言っているのは法的な手続の根拠のことを言っているんで、そこがクリアできるんですかと。その予定価格を決定する、しなくていいという、ちょっとそこは反省点だと言われたからそれはないんでしょうけど、地方自治法でも、公営企業の会計規定でも、病院事業局の会計規定でも、町の財務規則でも、全部予定価格というのは全て規定されているんです。そこをクリアできずに、この契約が妥当である、そこをどうやって説明するんですかということを行っているんで、結果として、これが無駄になっているんじゃないかと、2,640万円、2019年の契約で言えば2,640万円という金額が無駄になっていないという証明ができるんですかということをお願いしているんで、そこをきちっとはっきりしてもらわないと、感覚的に、いやこの業者だったら――、専門的な知識がないからコンサルタントに頼むんだと、このぐらいの値段でいいんだろというような感覚でのレベルの話をしているのではないんで、ちょっとその辺を踏まえて、とにかく予定価格がない、仕様書もない、業者は1社しか

選定していない、やり方としてはあるんです。見積書を事前に数社からもらって、予定価格を決めて、もう一回見積り入札をするという方法は、普通一般的に町長部局だったら行われているはずなんです。それをなぜ病院事業局があえてこれをやっていないのかというところを指摘、今しているんですけど、そういった法令に抵触する行為をして、無駄が生じていると、仮に言われたら、それは私は住民訴訟が起こされるリスクもあるんじゃないかと思うんですが、そういったリスクを抱える、これはもう本当初歩的な話なんです。基本中の基本、初任者研修でやるような話なんですけど、そういった病院事業局の今年の契約はどうするのか、今後の契約はどうするのか、その辺の明確な方針、対応方針というんですか。その辺があるのか、ないのか。ちょっとその辺をもう一回答弁を頂けますか。ちょっとあまりにも漠然とした話で、これぐらいでいいんじゃないだろうというような答弁を頂いても、ちょっと私が言いたいのは、法令に抵触しちよるじゃないかということを行っているのに、いや、これぐらいでいいですよと、反省していますと言われても、それはちょっと答弁になっていないと思いますんで、ちょっともう一回、答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今の原理原則からいけば、当然ながら予定価格をまず作らなければならぬ。予定価格をつくるためには、こちらに予定価格を設計する能力がなければ、数社から当然今話がありましたように、見積りを頂いて、その見積りを、例えば上下をのけて、真ん中を取るとか、または平均点を取るとかというような形で見積りを取るちゅう方法があります。それをなぜやらなかったのかということは、まず、その予定価格を作る前段の話でして、その見積書を1社から取っただけというのは、それは自治体病院協議会から推薦を頂いた信頼できる業者であるから、その見積りを頂いて契約をしたということなんですけど、それであったとしても、その見積書を、それを予定価格にするということであっても、予定価格がないよりはあったほうがよかったのかとは思いますが。

要するに、日本経営がそういう自治体病院のコンサル業務をたくさんやっておいて、信頼が置ける業者だからということが前提にあったから、そこを含めた数社から見積りを取って予定価格を決めるという点、それを省いておるということを御指摘頂いておるんだろうと思いますが、まさにそれは言われるとおりが分かりません。

しかしながら、それによって、じゃあ、過大なものになっておるか、過小なものになっておるかということは、特に私たちは思っていないし、そういう信頼ができる業者だったということですが、もし今年度というか、これから先の話なんですけど、きちんと見積書を徴収して、そして予定価格を定めて、再度、日本経営からだけでも私はいいと思うんですが、日本経営からきちんとした見積りを頂いて、それで契約をするという、通常の手続にあるような形の手続をきちんと取

るように、また、ちょっと中できちんと整理をしていきたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 日本経営さんをお願いしまして、平成26年度からの成果については、平成26年から令和元年度まで、約4億円の収入効果を見ております。その委託費を差し引くと一応3億円ということで、一応、算出しているところではあります。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 確認なんですけど、私が言っているのは、予定価格がないことは違法だと。もう一つ、地方公営企業法施行令の21条の14の2項に該当しないと、ここを、これは大きな問題です。ほかの自治体で損害賠償が認められたケースもありますんで、ちょっとこのままじゃ、何のことかわからないので、きちっと文書で、今後、どういうふうに対策をするのかというのを回答頂けますか。

○議長（荒川 政義君） 議長のほうから回答させます。

以上で田中議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時59分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、12番、久保雅己議員。

○議員（12番 久保 雅己君） 昼の一番眠気が来る時間ですが、よろしくお願ひいたします。

通告どおり質問させていただきます。

防衛省の補助金、再編交付金等を活用した新型コロナウイルスの対策の取組についてお伺ひいたします。

今回の質問では、緊急事態宣言が解除されたとはいえ、新型コロナウイルス感染の終息の見通しが立たない状況の中、現在の感染状況や医療体制、また、経済状況を踏まえ、今後周防大島町として、どのように取り組んでいくのか、お伺ひいたします。

次に、当地域においては、米軍岩国基地での空母艦載機の移駐が完了し、移駐前と比べて艦載機等による騒音が増大している状況であります。

そうした中、新型コロナウイルスの感染が発生、拡大し、5月末現在では、国内の累計患者数

は1万6,851人、退院したのは1万4,406人、死亡者数は891人となっており、山口県内においては37人の感染者が発生しております。

これまで岩国基地において、感染者は出ていないと認識していますが、ほかの米軍基地では、3月26日から28日までの間に、横須賀基地において、軍人5名の感染が発表され、うち2名は基地外に居住している人でございます。

また、嘉手納基地では、3月27日、28日の2日間で3名の感染者が出たと報告されております。

在日米軍基地全体の感染者は、今何人ぐらい発生しているのでしょうか。

次に、岩国基地における現在までの状況はいかがなものか、お伺いいたします。

新型コロナウイルスの感染に関する問題は、航空機騒音のように基地に特化した問題ではないが、町民への様々な影響やそれに伴って生じた町の負担等も、多大なものがあると考えられます。

周防大島町には、空母艦載機の移駐に伴う騒音等をはじめ、基地に起因する様々な負担、そして基地の安全的な運用に協力する町への財政措置として、再編交付金が交付されております。

新型コロナウイルスの感染拡大により、地域社会の経済は大きな影響を受けている今日、感染対策はもとより、医療体制の充実、そして落ち込んでいる地域経済の回復のための様々な支援策等、今後も幅の広い積極的な取組が必要と思われまます。

再編交付金は、米軍再編の影響を受ける住民の福祉の向上が、本来の目的であるということは理解しておりますが、いわゆる非常事態、有事とも言えるこの状況の中で、こうした目的から対策や事業への活用はできないものなのでしょうか。

基地があることにより、新型コロナウイルスの感染拡大で大きな影響を受けているのなら、交付金の重要な活用も検討すべきではあると思います。その上で、既に用途が決まっておる今年度の予算を組替えてでも、実効性、即効性のある対策や事業を実施する必要があるのではないのでしょうか。

こうした観点から、具体的な計画をお持ちであれば、それについてお伺いいたします。

併せて、県の再編交付金50億円についても、同様な考えで対応していただきたいと思ひます。

当交付金の対象地域である岩国市、和木町と連携し、共通の課題に対して適切に対応するよう、県に働きかけてもらいたいものです。

以上、よろしくお祈いします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 久保議員さんの、補助金、交付金を活用した新型コロナウイルス対策の取り組みについて御質問いただきましたので、お答えしたいと思います。

まず、質問の1点目、在日米軍基地全体の感染者、岩国基地における現在までの状況について

でございますが、久保議員の御質問にもございますように、本年3月26日に横須賀基地の米海軍兵の感染をはじめ、その後、座間、佐世保、嘉手納、横田の基地で新型コロナウイルス感染症が発生をしたということを、地元の自治体及び基地のほうから公表により承知をいたしております。

このような中、米軍岩国基地では、新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、在日米軍の方針に基づき、厳しい新型コロナウイルス感染症防止対策が取られて、海外からの岩国基地へ来た者に対する14日間の移動制限をはじめ、基地からの外出制限や基地への入場制限などの措置が実施されてきたところでございます。

しかしながら、米軍岩国基地周辺市町の地域住民の中には、世界中で新型コロナウイルスの蔓延が続く中、海外からの出入りが頻繁に行われる基地に対して、新型コロナウイルスが容易に持ち込まれるのではないかという不安や懸念の声もあります。

現時点で岩国基地におきましては、感染者は出ておりませんが、もし今後、基地内で新型コロナウイルス感染者が発生した場合、基地周辺の市町住民が抱く感染への不安と懸念は非常に大きく、地方自治体といたしましても、その不安や懸念を払拭するべく、適切に対応することが必要になると考えておるところでございます。

次に、防衛省の補助金、交付金、再編交付金のことでございますが、これらを活用した取組についての御質問でございました。

まず、在日米軍の再編に伴い影響を受ける本町や県に対しましては、公共施設の整備、住民生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業の財源として、防衛省から再編関連の交付金が交付されております。

これらの交付金につきましては、交付対象となる事業が明確に定められており、またその用途には制限が設けられているところでございます。

例えば、国が行う事業または国がその経費の一部を負担し、もしくは補助する事業や個人に対する見舞金、その他金銭及びこれに類する物品の給付に要する費用などに対しては、交付金等を充当することができないということになっております。

このような中、新型コロナウイルス感染症による影響は、地域経済、学校教育、地域医療をはじめとして、様々な分野に及んでおり、このことに対して、一日も早い効果的な対策を講じる必要が求められていると認識しているところでございます。

本町の令和2年度再編交付金事業計画では、防災に関する事業、福祉の増進及び医療の確保に関する事業などの計画があるところでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、この再編交付金の交付要件を考慮しつつ、対象事業が多岐にわたるため、あらゆる施策を幅広く検討するとともに、県の再編交付金の活用についても、県と協議していくことも必要であると考

えているところでございます。

また、国の2次補正に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付が見込まれることから、米軍岩国基地関連の財源に限らず、広く有利な財源を活用しつつ、有効な各種施策対策を講じ、新型コロナウイルス感染症への対策に取り組んでいくことで、このたびのコロナショックから町民の暮らしと地域経済の立て直しを図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（12番 久保 雅己君） ありがとうございます。

まず、今後の、先ほどからコロナウイルスの件に関しては、いろいろな質問が出ておりますし、御答弁もいただいています。

医療関係なんですけど、今後の体制について新しいものがあれば、どういう対策でいくかということ、一つ伺いたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 今後の医療体制ということでの御質問でございますけれども、今回の新型コロナの本当の意味での終息というのは、季節性のインフルエンザ等々と同様に、まずはワクチンができて、予防接種等々が可能となって、どの医療機関でも検査ができて、仮に陽性であれば特効薬が処方される。これが完全な終息だろうというふうに思っております。

残念ながら、ワクチン、特効薬、今回国の予算にも計上されておりますけれども、もうしばらく時間がかかるようでございますので、第2波、第3波と今言われておりますが、それに備えて今、必要なのは、PCR検査等々の拡大というのが、やはり拡充というのが必要であるのではないかとこのように思っております。

そういった意味で、まだ正式に公表はされていないところではあるんですけども、明日から山口県議会が開催されると聞いておりますけれども、県のほうでは、PCR検査、現在1日当たり160件を310件に拡充をしたいということ。

それからもう一つなんですけど、身近な地域で迅速かつスムーズにPCR検査が行えるように、これまで帰国者、接触者外来で検査をと、検体採取をということであったんですが、新たにかかりつけ医の判断に基づいて検体採取を行う、地域外来・検査センターを9月中旬をめどに、県内の8医療圏に1か所以上設置をするといったような補正予算を上程されるというように、お聞きをしております。正確な話ではないんですが、そういう状況でございます。

そういったことで、医療体制というところについては、今の状況からしますと、そういったPCR検査の拡充、それからワクチンや特効薬の開発、そういったことが主な部分になってくるんだろうというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（12番 久保 雅己君） 検査がなかなか困難なようなので、検査体制をしっかりとさせていただきをお願いしておきます。

次に、岩国基地では感染者が出ていないということで、非常にいいことなんですけれども、岩国基地への米軍の関係者の入室についてお伺いします。

基地内への入室は非常に厳しく管理されておられると思いますが、米軍関係者には、どのようなチェックをしているか、分かる範囲で御返答をいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） 久保議員さんからの米軍に対する、どういったチェックをしているのかという御質問でございますが、米軍基地の中において、どういったチェックをとというのは、詳細については、私のほうも確認はできておりません。

しかしながら、先ほど、町長が答弁したように、厳しい感染予防対策が取られておりまして、基地からの外出制限や基地の入場制限など、そういったことをとっておるという範囲の情報しか、すみません、私どもも今認知をしていないところでございます。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（12番 久保 雅己君） 分かる範囲でということでしたし、今後もその辺のことを、岩国基地とよくよく相互の理解をしながら、情報を入れていただきたいというふうに思います。

終わりに、交付金の柔軟な活用について、今後も国、県に対して強行に働きかけていただくようお願いいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、久保議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、13番、尾元武議員。

○議員（13番 尾元 武君） 13番、尾元、どうぞよろしく願いいたします。

私のほうからは、消防団の組織の在り方、そして私自身は新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策として捉えた、リフォーム事業の推進について、この2点についてお尋ねをさせていただきます。

まず、消防団組織の在り方についてでございます。

現在、私たちの安心、安全を守る消防体制は、広域的な常備消防である柳井地区広域消防組合と、非常備消防の周防大島町消防団62分団と、定員は972名で構成されております。

住民の生命、身体及び財産を、火災や自然災害から守るという使命のもと、訓練等により、その体質の強化も図られているところでございます。

消防、防災の施設面の整備は、防災行政無線の整備と併せて計画的な更新を着実に進み整ってまいりました。

しかしながら、人口減少、高齢化に伴い、消防団員の高齢化と、新たな団員の確保が難しくなっているのも現状であります。

合併して16年目、地域性もあると思われませんが、旧4町から引き継いだままの組織体制は、一度見直し、再編の必要があるとの声を耳にするところですが、執行部としてはどのようにお考えでしょうか。

そして、これも消防団の関連でございますが、先日、地元消防団から相談を受けたところであります。その内容というのは、災害時の出動の拠点であります、消防機庫の老朽化に伴い、その対応を求めるという内容でございました。

意味合いとしましては、私はその対応を求められたところは、外壁が数年前にスチール板で囲われて、見た目には分かりませんが、危険な状況にあるとのことでございます。二次災害の危険性もあります。ぜひとも、調査いただき、御指導、そしてなんらかの対応を求めるものであります。

団員の士気の高揚を阻害することのないように、切に要望するところであります。

これは一例であります、町内全域で十分考えられる事情じゃないでしょうか。今後の機庫等の老朽化施設対策にという観点から、御答弁をいただきたいと思っております。

次に、リフォーム事業の推進についてお尋ねいたします。

スピード感ある対応が求められるこのたびの新型コロナウイルス感染症緊急対策に関する臨時議会は、先の5月6日大型連休の最終日に行われました。執行部においては、何はともあれ、その準備はもとより、6月定例会においても、引き続き各方面の支給事業、支援策の実施と、その御労苦に対し、感謝と敬意を表するところであります。

また、臨時会においては、町長は住民に寄り沿い、また第4弾、第5弾との支援策を実施していくと明言されました。

その中に、話は上がっておりましたが、リフォーム助成事業が盛り込まれていたと認識しておりましたが、このたびの6月の定例会のメニューからは外れていました。

しかし、まだまだ大きく期待するところであります。

このたびのコロナウイルス感染症対策、私は考えておりますが、その関係に有無を問わず、ぜひとも実施していただきたいと思っております。

また、今後の国の動向もあろうと思っておりますが、その時期と予算規模は、過去の実績を生かして対応いただきたいと存じます。どうぞ、その旨よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 尾元議員さんの、まず、リフォーム事業の推進についてというところから、私のほうから先にお答えさせていただきたいと思います。

住宅リフォーム資金助成事業は、町内に住所を有し、自ら居住している住宅を、町内の施工業者を利用してリフォームを行う場合を対象とし、地域経済対策及び居住環境の向上を図るために実施をいたしました。

助成の内容といたしましては、対象経費が10万円以上のリフォーム工事について、対象経費の10%を助成するもので、平成23年度から平成26年度まで実施をしたところであります。

助成額の上限は10万円でありましたが、実績として、4年間で934件の申請があり、申請取消しなどを差し引き、実施件数が905件、助成額は5,688万円となりました。

対象事業費規模は、8億9,387万円となり、地域企業の活性化につながった成果を上げることができたものとして考えております。

御質問の中で、新型コロナウイルス感染症緊急対策として、御指摘のあったリフォーム助成事業につきましては、感染症の終息後の事業として検討をさせていただいておるところでございますので、ぜひとも御理解をいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 尾元議員さんの消防団組織の在り方についての御質問にお答えいたします。

周防大島町消防団は、令和2年3月31日現在で、62分団873名で構成されており、自分達の町は自分達で守るという自助・共助、地域に対する自発的活動、地域福祉の精神を趣旨とした組織であり、消防団員についても、本業を持つ傍ら任意で入団し、これらと同様の精神を基に活動に取り組んでいただいております。

一方、御存じのとおり消防団は、法・条例等で定める公的組織でもあり、その活動は公務として扱われ、消防団員の立場についても非常勤（特別職）の地方公務員として位置づけられており、これらの自主的活動・自発的精神と公的立場の相互を十分理解した上で、社会事情・時代の流れ等に順応すべく、消防の使命達成及び地域消防防災力の向上に努めていると認識しているところでございます。

本町では人口減少や高齢化に伴い、消防団の確保が困難な状況であるとともに、団員の高齢化などの課題もあることは、尾元議員さんの御指摘のとおりでございます。

そのような中で、消防組織の再編等については検討すべき事案でございますが、やはり、それぞれの地域性や各分団の実情等もあることから、消防幹部会議等において協議を行うことが必要であると考えております。

次に、消防機庫の問題でございますが、周防大島町消防団は62分団で組織され、それぞれが

消防機庫等を有しております。

中には老朽化が進んでいる機庫等もございますので、今後については、その調査を実施するとともに、修繕が可能であるものについては計画的に行い、修繕が不可能な場合は、機庫の建て替え等を行う必要があると考えますが、先ほど申し上げましたとおり、消防組織の再編等も踏まえ、総合的に検討してまいります。

○議長（荒川 政義君） 尾元議員。

○議員（13番 尾元 武君） まず、リフォーム事業のほうでございます。本当、これは平成23年度から平成25年、そして平成26年と、そういった形で展開されました。

実際、町長から御答弁いただいたことも、8億9,000万円からの経済効果ということで、5,688万円ですか、それだけの予算を投じたところでございますが、このたびの、私はこのリフォーム、これは終息後の事業として町長のお考えということでございます。

決して、私も焦っているわけではございませんが、ただ、このたびの感染症に対する支援というものが、私が考えるところで申しますれば、まさに支給というのはもちろん見舞金も含めてそれは大切であったと、効果もあったこととは思います。

でも、これから、このたびのリフォーム事業に関しては、工業部会系の内容でございますけど、経済を復興させていくという観点から、本当に停滞をしているんです。

例えば、建設業の方々からいろんな私も情報を聞きますけど、コロナウイルスのために、県外に出ることができなくなったと、大体家の、ふるさと、自分の実家のほうのリフォームをするときには、息子たちの話を聞くんだが、帰って来れない。帰って来れないから話ができないから、リフォームはもっと先にするとか、予定していた仕事が入らなくなってきた。

そういった話も聞きますし、また、感染症で3密ということが叫ばれる中に、今は予定しとったけど、もうちょっと落ち着いてから始めようとか、工期の変更があったり、また逆に、こちらから仕事に行って孫が風邪を引いて寝てるもんでと、そういった状況の中で仕事をするのに、本当にインフルエンザなのかどうなのか、そういったところで、ちょっと今はおいてもう少ししてから伺いますという形になったりとか、いろんな例を挙げれば切りがありませんが、場面がございました。

そういった中で、またそういったところには、何の支援も届いていないという現状の中に、私はこのリフォーム事業に関しては、確かに終息後の支援というのが一番安定した状況の対策かもしれませんが、やはり停滞しているものをしっかり回復していくための起爆剤といいますか、潤滑油といいますか、そういった形で、お客様の気持ちのある意味その気にさせるといいますか、そういった流れを持つものではないかなと、また停滞した仕事、事業のほうもスムーズな回転に持っていくための一つの起爆剤になってくるというんです。そういった意味合いもあります。

本当に全てが落ち着いて、これをやろうというのも一つの手かもしれませんが、今が一番大事なときではなかろうかなと、そういった感がしてなりません。

停滞したままのものが元に戻るんだろうかという不安の中の日々というのは、いろんな場面にございます。そういった部分を含めて、しっかりと御検討いただき、少しでも早く事を展開していただければと思っておるところでございます。

そういった意味合いも含めて、やはり私は9月定例会、また年度内の実施に、コロナ対策として臨んでいただきたいという思いを持っておりますが、その辺に関しまして、いま一度御検討をいただければと思いますが、御答弁がいただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） 今、尾元議員さんの御質問にありました御要望ですか、9月もしくは年度内に向けての実施ということでございますが、今この場で、そういたしますとか、なかなか答えることは難しいかと思うんですが、今後の感染状況や、その対策及び各種施策等にかかる国、県の動向や財政状況も踏まえながら、尾元議員さんのおっしゃられた御意見も踏まえ、検討いたしまして、計画的に進めたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 尾元議員。

○議員（13番 尾元 武君） まさに、自粛から自衛という局面に入っているコロナウイルス対策でございます。

そういった中に、またそういったコロナウイルスという、新型のウイルスの存在というものを前提として、感染の予防策を講じながらの経済、また社会活動を営んでいく方策、そういった中に、少しでも早く元の状況に戻すという形を切に要望するところではございますので、何とぞ前向きな御検討をお願いしたいと思います。

次に、消防団の組織についてであります。

実際に消防団、現在、先ほど873名ということでございました。定員972名ということで、定員よりマイナス99名というような状況、これが現状であります。

そして、私たちの消防団員、非常勤の公務員としての扱いを受けるということで、皆、自覚と責任の下に臨んでおります。そういった皆さんが、地域によって、こういった再編の部分というのが必要というところもあれば、今の現状のままのほうが、逆にいいというところもあると思います。

先ほど御答弁いただきましたけれど、消防の幹部会議のほうにしっかりと御提案いただき、また各支部団長のほうへ、地域の状況把握をしていただく中で、その幹部会議で決まって、もし必要があるところがあれば、ぜひともその方向というのを見ていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

また、もう一個のもう一点上げさせていただきました、機庫についてでございます。

これは、ぜひとも点検していただきたいと思うんです。今は、本当に自然災害というのも、私たちが想像する以上のものが、襲ってくるというのが、それも毎年のようにやってくる。運よく周防大島のほうは、浮島のほうがちょっと水害で、西日本豪雨で被害を大きく受けたところですが、本土のほうは、そんな大きな影響はまだ受けてないという現状、幸いなことという前置きの段階の話でございます。

そういった中で、安心、安全のために出動しなければいけない機庫、この状況が本当に危うい状況であれば出たくても出れない、また団員としてもそういった不安を持つ中の活動では、ある意味、その力をフルに発揮するという場所としては、全く不適切なところになるのではなかろうかと感じております。

そういった中で、私が見に行ったところというのは、前側は壁が全部落ちて、壁が落ちてそこに団員で板を打っている、そんな状況です。基礎は5メートルぐらいに渡って、3センチぐらい床が、コンクリートがずれているんです。2階建てで非常に、築70年ぐらいでしょうか。それ以上のものを私は感じておりましたけれども、本当に危ない、危険な状況でございました。そこは1例でございます。

しっかりと、それぞれの支部団長を通してでも、点検もしていただく中に、出動できる体制というのを組んでいただきたいと思っております。

そういったところで、調査をしていただきたいと、まずは切に望むところでございますが、その辺の御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 尾元議員さんのお話、十分理解しているつもりでございます。

消防団機庫につきましては、先ほど答弁もいたしました。現状を把握する必要があり、まずは現地を調査したいと考えております。

しかしながら、町内には多くの消防機庫が点在することから、尾元議員さんの御指摘どおり、各分団からの要望をいただきながら、早急に調査をしたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 尾元議員。

○議員（13番 尾元 武君） ぜひとも、よろしく願いをいたします。

今、消防機庫の所在地、ここは本当に災害に強い場所だろうか、そういったところもしっかり見据えなくてはならない時が来ております。まさに海拔を含め、そして老朽化、ハザードマップ等照り合わせて、危険箇所か否か、そういった部分もしっかりと見ていただければと思っております。

また、町の政策の3本柱であります防災安全対策、それにどれだけの予算が組み込まれるかと

いうところが、一つの大きなポイントではないかなと思っておりますので、しっかりその辺のところを、先ほど、前の議員からも再編交付金の話が出ましたが、まさに安全、安心を守るための手段としては、その辺の予算の充当するのも妥当なところではないかなと感じております。

どうぞ改めて団員の士気の高揚、それを阻害することのないように、安心、安全、自分たちの力で守っていける組織として、しっかり周防大島町をもっとよりよく住みよくなるまちづくり、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上を持ちまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、尾元議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、4番、砂田雅一議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 今朝ほどから議論が続いていますとおり、新型コロナウイルス感染という一種の大災害であっても、本町の町立病院や介護施設が、その役割を果たし、町民の命や健康を守る役割を果たしていくということについて議論していきたいと思ひます。

町立病院や介護施設の拡充を求める立場からの質問であり、また、ポストコロナとも関連させながら伺ひます。

今年度から、町立病院の再編が実行に移され、橘医院の診療科による、大幅な病床削減、東和病院の114床から99床への削減などが行われます。この病院の再編はもともと政府による医療・介護・社会保障予算の大幅な削減という大方針の下で、2006年には医療制度改革関連法が多数決で、国会で可決され、国による医療関係の予算を、2025年までに8兆円削減するということが打ち出されたことに始まります。

その年の10月からは、入院しているお年寄りの食費などが自己負担になり、2008年からは、70歳から74歳までのお年寄りの負担が1割から2割に引き上げられるなど、患者負担の増額が目白押しに行われると同時に、公立病院や公立介護施設に対する統合や廃止等の再編、ベッド数の削減等を行う計画書をつくるよう、地方自治体に押しつけ、計画書をつくったところには、交付金を出すというあからさまな地方自治の主体性を損なうことも行われてきました。

それでも、地方の病院の統廃合やベッド数の削減が、政府の思いどおりに進まないと判断したためか、今度は2014年、平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法によって、地域医療構想が制度化されました。

これは各都道府県に対して、地域医療圏ごとのベッド数の削減を決めるよう打ち出したものです。

そして昨年には、全国424病院を名指しして、あたかも病院の削減対象であるかのような方針を出し、全国の名指しされた首長さんからも、混乱を招いているという大ブーイングが起きま

した。この中には、既に、数年前になくなっていく病院も削減対象として名前が上がっていたという報道もあり、国の方針がどこまでもいい加減な名指しであることを示しています。

このように、国の方針によって、病院の削減方針が押しつけられ、その国の方針どおりに、本町でも赤字だから、人口が減ったからという理由を先行させ病院再編が行われました。

赤字なら病院を潰していいのか、または赤字なら病院は小さくするべきなのか、この議論は、本町が今年の9月末時点、正確に言うなら、9月の定例議会が終わった時点での再編計画案が、数十人の医療難民が出るということがほぼ確実視されていたにもかかわらず、それでも9月議会終了時点では、その再編計画を進めようとしていたことに最も典型的に示されています。

しかし、その後、県からの指摘があつて、はじめて、9月末時点の計画は、医療難民が出るということが認識でき、改めて再編計画が作り直されました。

それまで、およそ2年間かかってつくった再編計画は、たった2か月足らずで、それも県からの指摘、いわゆる鶴の一声でひっくり返ったということも言えます。

コロナ感染での都会で起きたようなクラスター感染どころか、感染者も出ていませんが、全国的には、隔離するための病床が足りなくなり、医療スタッフも足りなくなるという、医療崩壊寸前のところまで起きていたところがたくさんあります。

このまま、コロナが終息していけばいいのですが、残念ながら、決めつけることはできません。これまでも、本町の町立病院の医療スタッフは、通常よりも大変な対応を強いられてきたと思います。

公立病院は、民間の病院ではできないことも行わなければなりません。事実、コロナウイルスの感染者が出た場合に、その隔離した病床を設置し、その治療を担うのも町立病院です。その結果、病院の収入が大きく下がることになっても、実行するのは公立病院です。

町立の老人介護施設は、今の介護サービスは町立でないと不可能です。そしてそのための財政的な支援は、国や県が保障するべきだと思うのです。

本町は橋でつながった島であり、交通の便も悪いところで、国民の健康や生命、救急医療などをどう守るのか、産科や小児科など不採算部門を担うとしても、それは民間ではなく公立病院でこそできる可能性が高いのではないのでしょうか。

その公立を採算や人口などといった理由で縮小や廃止を議論することは、そこに住む町民にとって、さらに住みにくい町になってしまうことは目に見えています。

今の国の政策が続くなら、公立病院の赤字は当たり前です。町長によると、全国で92%の公立病院が現に赤字経営になっているというのも、そのためだと思います。

ましてや、災害時には近くに公立病院が絶対に必要です。かつて、東日本大震災のときには、公立病院には、余分な病床が必要だという議論が多くのところでした。町民の安心、

安全を願うなら、公立病院の存在理由は、おのずと見えてくるのではないのでしょうか。

民間の病院であれば、採算は大変な要素です。しかし、公立の病院は、採算を度外視してでも、町民の命と健康を守る使命があります。

公立病院が民間と同じ発想で、赤字になったら潰せという政治を行っている、今回のような災害時には、町民の健康や生命は守れない町につながると思うのですが、いかがでしょうか。

この点から第2次の病院等の再編計画は中止するか、病院の廃止、統廃合ではなく、拡充の方向でこそ計画をすることを求めます。

政府の方針とは違おうと主張するかもしれませんが、町民の方々の健康や生命を守る、その責任がある町長、そして、町立病院、町立の介護施設を守る、そういう決意をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2番目に、PCR検査について伺います。

コロナウイルスに感染していても、発熱する方も発熱しない方もいることが分かっています。つまりコロナウイルスが体に入っている、症状が何も出ないまま治癒している方もいるということも分かっています。

しかし、コロナウイルスが体に入っている人は、例外なく他人に移してしまい、その移した人はいろんな症状が出て重症化するかもしれない、あるいはウイルスに感染していても、発熱をしない方がほとんどだというWHOの見解も示されました。

これがウイルス感染の恐ろしく厄介な点の一つではないかと思えます。

このPCR検査は、現在では柳井にある保健所に検体を送られ、県内では3つの機関でPCR検査がされるという仕組みになっています。検査を求めている方のほんの数%しか実際には、検査は行われてこなかったというのが実態です。

勝手にほかのルートでPCR検査をしてはならないというのが、国の方針でしたから、検査ができないまま、コロナに感染しているけど、症状が何もない感染者が、町を歩いていたかもしれないという実態が生まれ、それでも国はPCR検査に予算をつぎ込むことはしないままになってきました。

多くの町民から、大島大橋で大島に入ってくる全員の熱をはかって、ウイルスが大島に入らないようにするべきだという意見が、たくさん寄せられていましたが、そういう意見も症状が出ていない保菌者に対するPCR検査が行き届いて、言わば行き届いていれば、この不安はかなり軽減されていたはずだと思います。

先進国の集まりである経済協力開発機構OECDのホームページによると、日本のPCR検査は5月4日時点で、OECDに加盟する37か国中36位となっており、PCR検査の実施数は最低のレベルです。

さらに、先進国で最低レベルの日本の中で、山口県は岡山県や鳥取県に比べてもPCR検査が少ないことが、4月30日に行われた県議会臨時会でも指摘されました。

この県議会の中で、県としては、山口県環境保健センターでPCR検査を60件から90件に増やし、県内の医療機関にも協力してもらい、新たに70件を増やす計画だと表明されています。先ほど、近藤部長がおっしゃられた中身と共通するものと思われま

す。また、国の第2次のコロナ対策の補正予算の中には、地域外来センターへの予算が増額されました。これも先ほど近藤部長が言われましたが、これは県と地域の医師会とが協力して、県2分の1、国2分の1の財政を出し合っ

て、地域の医師会の同意に基づいて、検査施設を造るという事業で、最低医師が1人と、看護師または臨床検査技師が1人いればできるというものです。ドライブスルーやプレハブ建てで行うことも想定されているよう

です。実施主体は県ということになるようなので、医師会と話し合った上で、この地域外来検査センターの設置を山口県に対して要望していくことも、検討していただきたいと思

いますが、いかがでしょうか。これは町独自でという意味です。次に、避難所の問題についてです。これは午前中の新田議員さんがほぼ同じ内容の質問を長時間にわたって詳しくされましたので、短くはしょりながら質問します。

たまたま、土曜日20日の夜、テレビを見ていたらNHKスペシャルという番組で、新型コロナと水害危機という番組が放送されていました。この番組では、コロナ禍でも水害は待ってくれないということで、災害時の避難所の感染予防対策をどう進めるかということが課題であり、その問題点や専門家の意見、実際に対策を取り始めているところの例などが紹介されていま

した。特に、心臓やあるいは肺などに持病などを抱えている方にとっては、コロナ感染は重症化の危険性をはらんでいる問題であり、まさに大事な問題だと思います。避難所では、原則的には2メートルのソーシャルディスタンスが必要となり、スペース的にも大きなスペースが必要となります。つまり避難所には少ない人数しか収容できないことにもな

ります。コロナ感染を恐れて早めの避難をためらうことがないように、早めの検討が必要だと思います。この点でどのようにされているのか、私からもお伺いをいたします。

午前中の答弁の中で、特にコロナ感染を予防する観点からの避難所に対する、避難所設置のマニュアルはやはり今から考えていく必要があると思いますが、この点について伺います。そのほか、分散避難についてもお伺いをいたします。以上。

次に、2番目の問題として、町立病院、老健施設の労働環境について伺います。

最近、町立病院などで、そこに働く職員の方々に対する労働強化といえますか、不当な労働環境があることが、いろんな形で耳に入ってきます。

医療現場で働く方々は、コロナ禍の下で大変な苦勞をされているというのは、全国的な傾向でもあり、その上にいろんな不満がある職場であってはならないと思います。

それは、町民の皆さんが病院にかかる上でも、楽しい職場であることが、翻って町民の皆さん方への医療サービスにつながる、そういう観点からお伺いをするものです。

また、病院が赤字であることで、そのしわ寄せを職員の方々にかぶせようという、あからさまな言葉や指示があってはならないと思います。

きょうは、具体的な固有名詞が出るような質問は避けながら、平成29年1月20日付で、厚労省・都道府県労働局・労働基準監督署が策定し発表している、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき処置に関するガイドライン、略して、新ガイドラインと言われているのですが、に沿って質問していくとともに、町立病院等で、このガイドラインが徹底されていくことを求めています。

最初に、このガイドラインの中にも、実際に労働時間を管理するものが、本ガイドラインを理解する必要があるとして、本ガイドラインに従い講ずべき措置について十分な説明を行うこととしています。

このガイドラインが発表されて3年半がたっていますが、町立病院の施設で職員に対して、指揮命令を行う方々、実際に労働時間を管理する方々に対して、このガイドラインの周知徹底が行われているかどうかをまず最初にお伺いをいたします。

○議長（荒川 政義君） すみません答弁は、休憩後、暫時休憩します。

午後1時56分休憩

.....

午後2時08分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

椎木町長。

○町長（椎木 巧君） それでは、はじめに私のほうから、PCR検査を拡げることと、避難所におけるコロナ対策についての御質問に、まずお答えしたいと思います。

PCR検査につきましては、令和2年3月6日から保険適用され、民間の医療機関にて検査できるようになりましたが、山口県内では、現在、感染症指定医療機関及び帰国者・接触者外来機能を持つ医療機関において、PCR検査が実施されているところでございます。

検査実施までの流れといたしましては、新型コロナウイルス感染症の疑いのある方は、直接医療機関を受診するのではなく、まず帰国者・接触者相談センター、管内の健康福祉センターでございしますが、ここに電話で相談し、最終的には医師である保健所長の判断により、感染症指定医療機関または帰国者・接触者外来医療機関、県内ではこれが21か所、これは非公開となっております。

りますが、21か所ございます。これを受診し、PCR検査を受けることとなっております。

従いまして、例えば発熱の症状のある方が来院した場合、すべての医療機関は、その患者を院内に入れることなく、町立病院であれば発熱外来に、開業医の場合であれば車内等に待機させて隔離し、問診により患者状況を把握して、一般診療あるいはPCR検査が必要か否かを判断した上で、感染が疑われる場合にあっては保健所へ連絡し、保健所の指示により、PCR検査を実施することとなっております。

このように、感染が疑われる方は原則として、帰国者・接触者相談センターへあらかじめ電話で連絡のうえ、帰国者・接触者外来医療機関を受診する仕組みとなっておりますが、町内の各医療機関では、感染が疑われる患者さんの受診に備え、あらかじめ玄関前やロビー等に注意書きを掲示するなどして、一般の患者さんと、感染が疑われる患者さんが接触しないよう、徹底した予防対策を講じ、院内感染やクラスターの防止等に努めているところでございます。

また、本県の場合、採取した検体は、山口県環境保健センターに搬入され、検査結果確定までおよそ6時間程度の時間を要することから、結果が分かるまでの間は、医療機関または自宅で待機を余儀なくされております。

県におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に備え、円滑なPCR検査の実施体制を整備するため、環境保健センターへ検査装置を増設するとともに、1回当たりの検査可能件数160件ということでございます。新型コロナウイルス感染拡大に対応した医療提供体制の拡充ということで、県内423床、岩国柳井地域重症17床、中等軽症46床、これには東和病院も含まれておりますが、この医療提供体制の拡充が図られているところでございまして、本町といいたしましても、県や管内市町と適宜連携・調整を図りながら、第2波に備えて対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、各避難所における新型コロナウイルス感染症対策についての御質問でございますが、現在、避難所の開設につきましては、通常は11か所の避難所を開設しており、災害種別や災害の規模、一時的な避難から一定期間の避難等、様々な状況等を総合的に判断し開設する避難所を決めております。

現在、全国的に、新型コロナウイルス感染症は緊急事態宣言発令時に比べ減少はしておりますが、第2波、第3波といった感染拡大が起きる恐れがあります。

そのような中で、災害時における避難所での感染予防は、非常に重要な問題であると認識をしているところでございます。

対策といたしましては、砂田議員さんの御指摘のとおり、3密をまず防ぐということを基本として考えております。

具体的な対策といたしましては、今定例会初日に議案第1号一般会計補正予算の御議決を賜り

ました、非接触体温計を11か所の避難所に配備し、避難者の検温を実施するとともに、避難状況、避難者数でございますが、これによって、間仕切りセットを設置するなどの対策を行う必要があると考えております。

また、避難者の方々には手洗い、消毒、マスクの着用等の基本的な感染対策を徹底していただくことや、避難所内については、十分な換気に努めることなどの対応も必要であり、誰もが感染するリスク、誰にでも感染させるリスクがあるということを意識していただき、一人一人の基本的感染対策に努めていただくことも、大変重要な対策になるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 砂田議員さんのコロナウイルス感染症予防対策と感染が拡がる場合の対応についての御質問にお答えいたします。

まず、新型コロナウイルスの感染をどう防ぐかの対策と同時に、町内で感染者が出た場合の対策の中で、町立病院の在り方についての御質問ですが、新型コロナ感染症の患者が新規に発生した場合は、まず山口県の感染症指定医療機関に入院することになります。

感染症患者が急増し、感染症指定医療機関の感染症病床が満床近くになる場合は、協力医療機関に入院することとなっております。その場合には、県からの要請により岩国・柳井・周南医療圏のあります東部地区においては、岩国医療センター、周東総合病院、東和病院が受け入れることとなります。

感染症患者の受け入れにつきましては、現在空床の病床があり、また人工呼吸器も確保できておりますので、可能であると考えております。

新型コロナウイルス感染症が拡大した場合につきましては、医療崩壊や介護崩壊を招く恐れはあると思いますが、山口県においては、医療提供体制の強化として入院病床の確保や軽症者等を受け入れる宿泊施設の確保等が講じられており、町立病院においても県からの要請に応えられるよう準備しております。

病床の確保は必要であると思いますが、医療等に従事する医師等医療従事者、介護従事者が確保できることが大切であると思います。

現状においては、医師をはじめ医療従事者の確保は大変困難であります、努力してまいりたいと思います。

そして、議員さんがおっしゃられますように、公立病院は、地域において提供されることが必要な医療のうち、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供しております。

町民の皆様にとりまして、地域に医療、介護施設があることは、安心、安全につながるものと

思います。

しかしながら、再編計画は国の方針に基づいたものではなく、急激な人口減少による患者数の減少、新医師臨床研修制度により医師の確保が困難になったこと、2年ごとに改定される診療報酬のマイナス改定が続いていること、消費税の増税等様々な要因により、平成18年度より赤字経営が続いており、将来の更なる人口減少に伴う医療需要の減少を見込んで策定しました。

永続的に医療を提供していくためには、再編計画の実行が必要であると思います。

契約見直しなど経営改善に関し、更に努力し、良質な医療等を町民の皆さんに提供するとともに、災害時には県等と連携しながら医療崩壊、介護崩壊を招かないように対応してまいりたいと思います。

続きまして、町立病院、老健施設の労働環境についての御質問ですが、新型コロナウイルス感染症への対応について、心理的な負担は大きいものと思っております。

労働環境においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止において、小学校等の臨時休業により、子供の世話をを行う職員が出勤できない場合、職員またはその親族に発熱等の風邪症状がみられることから、勤務しないことがやむを得ないと認められた場合等については、常勤、非常勤を問わず、特別休暇で対応しており、職員の勤務について配慮しております。

今後、新型コロナウイルス感染症が拡大し、町立病院で患者の受け入れがあった場合には、感染リスクに加え、厳しい勤務環境と極めて緊迫した雰囲気の中で、平常時には想定されない業務に当たることとなるため、新型コロナウイルス感染症の患者または感染症の疑いの強い患者の治療看護等に直接従事した者に対し、危険手当を支給することにいたしました。

また、感染症患者への治療看護等へ従事する職員の勤務負担軽減のため、職員宿舎を無料で使用できるようにしました。

これからも、町民の皆様へ良質な医療を提供するためにも、労働環境の改善に取り組んでいきたいと思っております。

新ガイドラインについては、大元部長より答弁します。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 砂田議員さんの労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインの周知徹底についての御質問にお答えいたします。

議員さんのおっしゃるとおり、やむを得ず自己申告制により、始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合には、労働時間の自己申告制の対象となる職員、実際に労働時間を管理するものに対して、ガイドラインに従い講ずるべき措置について、十分な説明を行うこととされています。

病院事業局では、始業・終業時刻については、タイムカードの客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録しています。

しかし、時間外勤務については、自己申告によることもありますので、ガイドラインについて十分に説明する必要があると思っております。

ガイドラインの策定以降、毎年病院事業局の1施設ではありますが、労働基準監督署の調査等が入っております。そのときの注意事項等を踏まえて、各施設の施設長、管理職員による会議や労働時間の過半数を代表する職員との協議の場において、説明を行っております。

今年度はまだ行っていませんので、働きやすい環境づくりに向けて、十分な説明を行うとともに、周知徹底を図っていきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 砂田議員の一般質問にお答えいたしたいと思っております。

新型コロナウイルス等感染を踏まえた避難所のマニュアルにつきましては、まず、基本的な考え方として、避難所内の過密状態の防止、避難所内の衛生管理及び避難所の健康管理の徹底、避難所内のスペース及び新たな避難場所の確保、避難所の感染予防、感染拡大防止措置の理解と協力、感染が疑われる避難者への適切な対応の5点を基本的な考えとしております。

避難所内、先ほどの感染予防につきましては、具体的には、まず避難の際には、食料、飲料水等のほか、マスク、携帯用除菌シート等の持参をお願いしたいと、それと小まめに手洗いするとか、特に食事前、トイレの使用後は徹底と、原則マスクを着用するとか、避難所内では十分な間隔を確保し、向かい合わせを避けるように座るといふことと、熱があったり、息苦しさがある場合には、速やかに避難所の職員へ報告すると。

感染の疑われる避難者への適切な対応としまして、感染が疑われる者が避難してきた場合には、感染者に発熱、せき等の症状が出た場合には、対象者を隔離した上で、避難所からの最寄りの保健所に連絡をして、やむを得ず一時的に避難所内に待機させる場合には、専用スペースを確保し、その際には、スペースを可能な限り個室にして、今回、間仕切り等の購入しておりますので、それらを利用して間仕切り等で隔離をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 午前中、田中議員からの質問の中に、コロナウイルスが収まった後、どういう世の中になるかという議論の答弁がありましたが、やはり、今回のコロナ感染というのは、本当に世界的なパンデミックが起きて、これは14世紀にヨーロッパでペストが流行して、ヨーロッパの国によっては3分の1以上の人々が亡くなる、4分の1ぐらいの人が亡くなる。ペストの大流行によって、大きな歴史的な変化がその後で起こっているという、学者の方がそういうふうに出ておられるわけですが、今回もある新聞に、京都大学の総長で、日本学術会議の議長さんという方が、コロナの後にどういう世の中が来るかということで、いろいろ意見を書い

ていらっしやったのもあるんですが、つまり今、いろんな世界で、人種差別を契機にして、今まで歴史のヒーローだったコロンブスの像が引き倒されたりとか、王政時代のいろんな王様の銅像が引き倒されたりとか、川に落とされたりとか、そういう価値観の大きな変化が世界で起こっている。

翻って、今までの新自由主義だとか、自己責任論だとか、そういうものが、今まで本当にそれでよかったのかという、そういう考え方の見直しが行われるのではないかというのが、多くの専門家からも指摘をされています。

つまり、どういうことかということ、今までは、儲けになるからそれで進めよう、あなたが努力してないから、そういう生活になるんだっていう、そういうのが自己責任論とか、そういうことでやられてます。

だけど、それではみんなこういう大災害、ウイルスの災害になると、大変な貧富の差の貧しい層の方々は、本当に大変な生活になってしまう。そういう世の中でいいのか、もっとみんなが助け合って、富める人が貧しい人を助けていくというような、一人一人のところでは協力し合う、国と国とも話し合って、協力し合っていくような、そういう社会じゃないと、もうやっていけないのではないかと。

さっき言った、京都大学の総長という方は、そういう意味では、資本主義の末期だということも書いてらっしゃるんですが、私は、そういう考え方でいけば、田舎はどんどん人口が減っていくから、学校も病院もどんどん潰していけばいいというような、そういう考え方では、やはりもっと田舎は過疎が進んでしまう。

そうではなくて、そういう考え方ではなくて、憲法25条があるように、医療や社会保障、公衆衛生は、国が責任持つんだと、その国がやらないので、しょうがなしに病院はどんどん削減する。

石原さんは、国が言うから削減したんじゃないと言いましたから、実際には、国は何度も通達を出して、早う合併せ、赤字の病院は早う潰せ、潰したら逆にお金をやるよという、そういう攻撃といいますか、圧力を何度もかけてきているわけです。

それでは、駄目なんじゃないかというのは、既に全国ではいろんなところで、そういう表明がされています。例えば、滋賀県の県知事さんは、コロナ後に、コロナでこういうふうな医療体制がなくなってしまうのであれば、地域医療構想は全て白紙にするということを表明されました。

あるいは、秋田県では、25ある市町村のうち24は、国のそういう医療を縮小しろという圧力に反対をする意見書を出して、25の自治体のうち24の自治体が全員賛成で、そういう意見書を採択しているというような、そういう変化が既に生まれているということからも、私は今回のコロナの教訓としては、やはり貧富の差、そして過密と過疎の両極端、これをどう埋めてい

くのかとというのは、やはり今までとは考え方は変わっていくと思いますし、今朝ほどからの議論の中でもあったように、その考え方は、もっと地方は、町長も言いました。地方は地方のよさの中で、そこで暮らしていけば十分に生活できるような体制をつくっていく、そういうものに変えていくべきだと、そのためには、せつかくすばらしい憲法があって、医療は国が持つんだと、昔は、大島病院はずっと黒字であった、もちろん人口も多かったわけですが、それは今よりはるかに多い診療報酬もあったわけです。

ずっと診療報酬はマイナス改定で、次に患者を早う追い出さんと、病院から早く追い出さないと、国から病院に診療報酬が下りない、点数がなくなってしまう。

だから仕方なしに、追い出すところもあれば、大島のように、病院から出ても独りで住んでおられるお年寄り、老老介護になってしまうようなお年寄りが多いわけですから、そういうところは仕方なく病院でもっていく、そうすると、国からは診療報酬は下りない。どうしても病院独自にそれを支出しなければならない。そういう国の影響で赤字が増えた部分というのはあるわけです。

私、さっき92%の公立病院が赤字だと言いましたが、先ほど町長から新しい資料を見せてもらって、3%しか黒字がない。つまり97%ぐらいは赤字だという、ほかの資料もあるというような、いろんな計算の仕方があるので、一概に言えないという部分はありますが、特に慢性期病院というのは、こういう過疎地に多いわけですから、慢性期病院がものすごい大きな影響を受けてきた。

それを今度は、そうじゃなくて、滋賀県の県知事みたいに、守っていこうという姿勢に変えていくということが、私は必要だというふうに思います。その辺でもう一度。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 砂田議員さんの町立病院の赤字とかというだけではなくて、地方の自治体の財政が非常に厳しくなっている理由というのが、要するに国の制度の改正や、締めつけによるものだというふうな、今、議論だったと思います。

特に、病院の経営につきましては、今、おっしゃられたように、診療報酬の問題とか、例えば制度改正の問題とか、または、医師の確保の研修制度の問題とか、いろいろな複合的な相対要素があって非常に町立病院の経営が厳しくなってきておると。

以前のように、例えば町立3病院全てが黒字だったという時代と、単純に比較はできない。今おっしゃられたように、人口も違いますし、町立病院以外の、例えば近隣の公立・私立病院へのアクセスとかも非常によくなったということもあると思いますが、それらを差っ引いても、今の議員さんのおっしゃり方は、まさに国の制度がどんどん厳しい状況に向かっているということを申し上げたと思います。

そこら辺を国にちゃんと守ってくださいよということになると、大きな政府を目指すということになるんであろうと思います。できるだけ、国がたくさんのもを持ち抱える、市町村が持ち抱えることよりも、市町村が持つておるにしても、大きな国のほうの財政で支えていくということをおっしゃられておるように聞こえたんですが、まさに大きな政府の必要性が、どんどん増してきておるのではないかというふうに思います。

私、先ほど、田中議員さんの答弁にもお答えしましたが、これだけ急激に国の債務が大きく膨らんでくると、最終的には非常に、これはいろいろなものを書いてありますが、自国の通貨を発行している国、要するに日本やアメリカのように、自国の通貨を発行する国の場合は、財政破綻というのはあり得ないというふうに書いてありますが、しかしながら、財政支出はどんどん拡大しないという理由はないよというぐらい、財政支出を拡大するということにならざるを得ないのではないかというふうに思っています。

できるだけそれは、私の勉強の力では、そこが本当に、コロナ後はそのような大きな政府になるべきだというふうに言うことが、いいのかどうかというふうに、まだ結論は出ておりませんが、しかしながら、非常に心配をいたしております。

国の債務が急激に増しているというのは、皆さんが常に考えていることをございまして、その行く着く先はどういうことかという、やはり最終的には、長期の国の低迷になるのではないかというふうに思っております、先ほども申し上げた、そういう言い方がいいのか分かりませんが、新しい未来がどのようなものになるか、非常にまだ見えていないと、正確には分からないということで、そういうことが分からないというようなことを、無責任に言うなということになるかもしれませんが、いずれにしましても、コロナの後のことを今、なかなか議論にできない状況にあると思います。

ですから、コロナの終息したら、またより違ういい社会が実現できるように、出現してくるよう、いろいろ提案があるというふうに思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 昨年の10月4日に、町長も参加した会議がありまして、地域医療確保に関する国と地方の協議の場ということで、町長が、全国町村会副会長として参加をされました。厚生労働副大臣、総務副大臣なども参加されて、そのときの様子がいろいろホームページにあるんですが、このときの資料として、9月27日付で、全国町村会長名で、地域医療構想の進め方に関する意見というのが発表されています。

この中で書いてあるのは、今、私が、地域のそれぞれの特性、ちょっともう時間がないのであれですが、公立公的医療機関のみを対象にしたものである、この地域医療構想がですね。これらの医療機関はそれぞれの地域における基幹的な医療機関としての使命と役割を担っており、とり

わけ離島、山間部をはじめ、民間医療機関の立地が困難な過疎地域の条件不利地域においては、住民が住み慣れた地域に安心して暮らし続けるために不可欠な存在であり、近年、全国各地で頻発する災害時には、地域住民の命を守るとりでとなるものだと、そういう位置づけは、これは町村会の副会長でもあるわけですから、この起草した張本人の一人というふうにも受け止める次第ですが、この中には、絶対に国が強制的に再編統合を押しつけるものであってはならないと、我々町村長は、住民の健康と命を守るという使命と責任をもって、地域医療を守るというふうに、これ決意されています。

これ9月27日ですから、9月議会が終わって直後ということになって、周防大島町では、さっき言った数十人の医療難民が出るような再編計画が出てしまった直後ということになります。

住民の命と健康を守るとりでとして、この町立病院、老健施設を捉えると、それであれば、やっぱりどうやって、これ以上どうやって減すかを検討するんじゃなくて、そのとりでをどうやって守っていくかということを考えていく、そういう発想にならなければおかしいと思うんです。この意見書からすれば。

国の政府が云々じゃなくて、地方自治体の意思として、そういう意思を示していく。先ほどの滋賀県の県知事もそうです。地方自治の本旨である憲法に認められている地方自治は地方自治として意思を示すことができるという、地方自治を守るためには、病院を減してもらっちゃ困るという意思を示していく、そういうことが、ここにうたわれているはずなんです。

それを実行に移すということを、私は求めました。答弁があればですが、時間がないので、最後の問題に行きます。

病院の労働環境についてですが、まず、基本的なことを伺います。平成29年1月20日に出された、このガイドラインを病院で事業局が説明したのですか、してないのですか。

労働時間を管理する人は、師長さんと、看護師長さんと、看護師長にもいろいろランクがあるようですが、とにかく師長さんが労働時間を管理するという、看護師のところはそういう説明だったと思いますが、このガイドライン、3年半の間に何回、病院で説明したんですか。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 砂田議員さんの御質問にお答えいたします。

このガイドラインについて、病院長とか、総看護師長、事務長等には、こういった説明もしておりますけれども、病院に出向いての看護師長等への説明はしておりません。

今後は、そういったことも検討してやっていかなければいけないというふうに考えています。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） この中に、始業前、終業後の着替え、看護師さんはナース服に着替える、終わってからまた着替えて家に帰る。そういう着替えも労働時間の中であると、労働

時間の範囲に入れるべきだというふうに、この中に書いてあります。

今現状はどうなっていますか。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 着替えにつきましては、各施設の着替えを必要としない職員もおりますし、各施設の更衣室の場所が違うことによって、着替える時間等も異なることから、そういったことについて整備する必要もありますので、労働者の過半数を代表とする職員と協議の上、いろいろ検討して協議していきたいというふうに思います。（発言する者あり）

現状、それは含まれておりません。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 現状では、本来なら労働時間であるけれども、着替えは労働時間に含めてないと、この点は改善をしていく。

もちろん着替えが必要でないと、着替えの時間を取ってくれとは、私は一言も言ってないので、それを具体的にやっていただけるといいと思います。

それから次に、黙示の命令というのがあります。これ簡単に御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 黙示といいますか、黙認につきましては、労働時間に入ります。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 黙認と黙示は違います。黙示は命令権者が、職員が仕事をしていることを認識しながら、あなたはもう、私は命令してないんだから、時間外として認めませんよというようなことを言ったら駄目だと、黙って見て、それを知っていれば、それは命令と同じことだと書いてあるじゃないですか、この中で。

そういう指導はしていますか。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） ガイドラインができてからは、病院に出向いてということとは、といった説明は行っておりません。

ただ、今後はこのガイドラインによって、どんどん十分な説明を行って、周知徹底を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 次に、休憩と休息、労働法の概念では休憩と休息は意味が違います。休憩時間も労働時間であると、休憩時間も労働時間の中にも含めるべきだというふうに書いてあります。

それは、現状はどうなっていますか。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 休憩時間は労働時間に含まれません。休息入りますけど、今、休息時間は設けておりませんので、全て休憩時間という扱いにしております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 休憩時間は労働時間に含まないということでもいいですか。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 休憩時間は労働時間には含めてないという認識であります。

休憩時間は、以前、休憩時間を設けておりましたけれども、それは労働時間に含まれる。（発言する者あり）休憩時間は含まれないです。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） ちょっとそこであまりやっていたらあれなんで、休憩時間は、私は、その考え方は逆じゃないかと思います。

次に看護部は、今、労働時間を管理するのは、総看護師長、副総看護師長、それから病棟ごとの師長さん、看護師長さん、この3人の方がいらっしゃって、この3人の方が労働時間を管理する任務があるというふうに前もって伺っています。

実際にあったことですが、職員の方が看護師長さん、または副看護師長さんに、例えば、いついつ年休を取りたいんですがと言っていたら、「どうぞ、どうぞ、年休はいつでも取れますよ、いいよ」と言われた。

だけどそれが、その上の人、一番上は総看護師長さん、または副総看護師長さん、上の方にその下の方が相談したら、それは駄目だと言われたと、そうすると、下の方の許可は取り消されると、年休、それは実際に年休じゃないんです。それは実際に言うとか分かってしまう可能性があるんで、別のことで例に出して言いますが、つまり命令が3人、看護師長、3種類の看護師長がいて、その看護師長が独立して許可を与えたりできる、指示を与えたりできるのか、それともそうじゃなくて、総看護師長が言ったことが絶対であって、副総看護師長や看護師長が言ったことは、総看護師長によって取り消される場合があるのか。

そうすると、病院の一番のトップである総看護師長の言う事が絶対であって、あとの看護師長の言う事は、その命令あるいは許可は、意味のないことになる可能性があるんだと、そういうことになるのかどうか、どういうふうに決めているのか伺います。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 看護科のことだと思いますけれども、病院では、組織上、

総看護師長、副総看護師長、看護師長を配置しております。

時間外命令や有給休暇の承認等、3人の管理職がおりますので、通常は一番看護師長、現場の職員の近い、一番の現場で管理しております看護師長の命令、休暇等の承認ということになりますけれども、その看護師長が認めたことについて、曖昧な職員とのやり取りではなくて、いろいろな例外的に、迷ったりすることもあるかと思っておりますので、そういうときには、明確に職員に返事をするのではなくて、上司と協議は必要なこともあると思っておりますので、その際には、職員に誤解を招かないように、すぐこう——、協議が必要な場合は、職員にはちょっと待ってくださいと、ちょっと迷っておりますので、後ほど回答しますとかという対応をしていくことが必要だというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 以上で、砂田議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後2時54分休憩

.....

午後3時05分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番、吉村忍議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 議席番号3番、吉村忍でございます。今回も発言の時間を与えていただきましたこと、まずもってお礼申し上げます。

私で、本日7人目の登壇となり、時刻も既に15時05分となりました。議場内は9人目の登壇者の町長の進退に関わる質問を待ちわびる空気が漂っており、なるべく短時間で終わる予定ですが、町長の進退のいかんに関わらず、私は、私の立場から申し上げておかねばならないことがありますので、いましばらくの間おつき合いますようよろしくお願いいたします。

今回も季節の挨拶は割愛させていただき、早速3項目9点について通告のとおり質問をさせていただきます。

まず、小中学校の水泳授業の中止について5点、伺います。

1点目、水泳授業は多くの子供たちが最も楽しみにしている授業であります。水泳授業の中止は新型コロナウイルス感染症拡大防止が理由の一つであると考えますが、スポーツ庁は十分な対策を講じることを前提として水泳授業を実施することは差し支えないという考え方を示しています。

水泳授業を含む体育は、全ての子供たちが生涯にわたって運動やスポーツに親しむために必要

な素養と、健康・安全に生きていくために必要な身体能力、知識などを身につけることを狙いとするものであります。こういった観点から、体育の目的の具体的内容を考えると、体育の授業を通じて、一定の身体能力、態度、知識、思考判断を身につけさせることが必要であります。

また、体育は、ほかの教科、科目ではできない身体運動を通しての経験ができる教科、科目であります。例えば、身体を動かす楽しさに関する経験、競争・達成に関する経験、集団行動の経験などをすることができます。このような経験は、全ての子供たちが身体能力、態度、知識、思考判断をより確実に定着させる上で重要なものと考えられます。

このように、体育は子供たちの成長に欠かせない教科であります。仮に、水泳授業の代替授業を炎天下の運動場や空調設備のない体育館で授業を行うのは、子供たちを生命の危機にさらすこととなり、理解できるものではありません。また、体育の授業をほかの授業に振り替えることも先述の面からも、子供たちの成長に大きく影響を与えるものと考えます。

そこで、今年度の水泳授業を中止する決定をした経緯を伺います。

2点目、水泳授業の実施を希望する学校はあります。その学校に対しプールの使用を許可するなどの対応を取るのかを伺います。

3点目、水泳授業の中止に伴い、プールの清掃や水の入れ替えが行われないため、プールが使用できる状態にありません。

現在、安下庄中学校、久賀中学校及び東和中学校に水泳部があり、県内トップクラスの選手が存在し、オリンピック出場を目標に頑張っています。東和中学校のプールは、中学校水泳部の活動の場となっており、夏休み期間は朝夕2回の練習を行い、夏期の強化練習を行っています。この夏は、この部活動の場を失うことになることについてどのような対処を取るのかを伺います。

4点目、水泳授業は水難事故防止教育でもあります。毎年多くの子供たちが水難事故で尊い命を落としています。私の所属しているスイミングクラブは、今から三十数年前に子供たちの水難事故をなくしたいという思いで設立をされました。私もその趣旨に賛同し、コーチの一人として、水泳の楽しさと水難事故の恐ろしさを教えています。私の弟も小学生のときに水難事故で命を落としています。もし、彼が泳ぐことができたなら、命を落とすことはなかったのかもしれない。私と私の家族のようなつらい思いは誰にもしてほしくない強く思っています。

水難事故防止教育は、子供たちの命を守るとても大切なものであると私は考えています。そこで、今年度の水難事故防止教育はどのように考えているのかを伺います。

5点目、水泳授業が中止となると、約2年間にわたりプールを放置することとなります。それによって、藻類のこびりつきや循環設備の不具合などにより、来年度のプールの使用に影響を及ぼすことが予想されます。

そこで、今年度のプール槽や循環設備のメンテナンスはどのように考えているのかを伺います。

次に、新型コロナウイルス対策について2点、伺います。

1点目、5月6日に開催されました第1回臨時会におきまして、令和2年4月1日現在、住民基本台帳登載の中学校修了前児童に対し、周防大島町子育て応援給付金として対象児童1人につき2万円が給付されることとなりました。この周防大島町子育て応援給付金について、中学校修了前の児童に限定し、高校生が対象にならなかったことについて多くの関係者から不満の声が上がっています。

第1回臨時会での私のこの件の質問に対し、現時点では、高校生であるかないか把握するのが難しい、この1点のみの御答弁でありました。これでは全く納得ができず、討論で、高校生を支給対象とするよう発言をし、今定例会に期待をいたしておりましたが、残念ながら、今回もまた高校生は町から見捨てられました。なぜ、高校生は支給対象とならなかったのか、誰もが納得のできる説明を求めます。

また、高校生を対象とした給付金を求めます。

2点目、特別定額給付金の申請申込みの締切りは令和2年8月13日当日消印有効となっております。この申請申込み締切り以降はいかなる利用があっても受け付けないのか、また、期限内に申込みのなかった町民に対してはどのように対処するのかを伺います。

最後に、病院事業について2点、伺います。

1点目、新型コロナウイルス感染症患者の受入れについて、第1回臨時会での御答弁は、残念ながら不安の残る内容でありましたが、現在は万全の受入体制、院内感染防止策が整ったか。また、ゾーニングについて、山口大学呼吸器内科の意見を聞くとありましたが、それはどのような内容であったかを伺います。

2点目、現在面会禁止となっている老人保健施設において、国の地域医療介護総合確保基金のICT導入支援事業などを活用したオンライン面会の導入を提案いたします。

以上、3項目9点について御答弁よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 吉村議員さんの小中学校の水泳授業の中止についての御質問にお答えいたします。

最初に、水泳授業の中止を決定した経緯についてでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、学校が休業していた5月11日に、小中学校校長会会長2名と教育委員会事務局で学校再開後のことについて協議を行いました。

この際、水泳の授業についての協議も行い、5月11日時点では、着替え等で3密を避けることが難しいことや飛沫感染のリスクが大きいこと、また、児童生徒の健康診断も実施できていないという状況も考慮して、今年度の水泳の授業は中止する判断をしました。さらに、同15日に

町内全小中学校校長を招集し、校長会を開催し、校長全員の承認を得て、今年度の水泳の授業は中止と決定し、教育委員には、電話にて了解を取りました。

次に、水泳授業の実施を希望する学校への対応についての御質問についてです。

今年度の水泳学習は、校長会において中止する決定をいたしておりますので、水泳学習を楽しみにしている児童生徒には残念な思いをさせていただきますが、学校においてプールでの学習を行う予定はございません。

次に、中学校水泳部の活動についてです。

学校のプールの使用が中止となり、水泳部員が活動することができず、残念な思いをさせてしまっていることは理解しております。特に、夏季限定の活動でもあり、水泳の授業の中止により学校プールでの活動ができないことは申し訳なく思っております。

もし、学校側から水泳部員の活動の場について要望がありましたら、社会教育施設でありますB&G海洋センターのプールについては、一般開放を行う予定としておりますので、一般開放同様、利用の際の注意事項等の遵守を行っていただく必要はありますが、部活動の時間の確保について調整をさせていただこうと考えております。

次に、水難事故防止教育についてです。

吉村議員さんの御指摘のとおり、水難防止に向けた児童生徒への指導は大切であると認識しております。

今年度は、水中での体験的な指導はできませんので、各校と連携し水難事故防止のDVDを視聴させたり、AEDの講習会に児童生徒が参加し、専門家から指導を受けるなどの工夫を凝らして対応するようお願いをしたいと考えております。

最後に、プールの維持管理についてでございますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、小中学校における体育分野の水泳については実施しないことになりました。このことにより、プールについては長期間使用しないこととなります。

周防大島町は7つの学校プールを保有していますが、その全ての管理運営は各小中学校で行っております。使用にあたっては、シーズン前後に2回、専門業者によるろ過設備などの点検整備をいただき、各校の児童生徒や教職員で清掃を行い、主に体育の授業でプールを使用しております。

また、水質の管理をはじめ、管理棟、プールサイド、プール周辺など、プールの管理は各校の教職員が対応しております。

このたび、小中学校全てにおいて水泳の授業を中止にしたことから、プールについては現状のまま管理することとなります。しかしながら、この状態が長期間に及ぶと、再開する際、関係機器に不具合が生じたり、プールの清掃が大変になることが懸念されます。

このため、ろ過装置の管理をいただいている専門業者へ相談いたしました。関係機器を適正管理するため、年1回の設備の点検整備を行うことを考えているところでございます。

また、プール槽については、現状のまま長期間放置していると藻が繁殖するとともに、底面には風雨の影響により汚泥の堆積が見られます。休止期間が長くなると汚れがこびりつくなど状況が悪化しますが、屋外プール専用の洗浄促進剤を使用することにより、シーズン前のプール清掃が容易になるとの情報を得ましたので、新たな薬剤を使用するなど、適正な対応をしたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 吉村議員さんの新型コロナウイルス対策についての御質問にお答えいたします。

はじめに、子育て応援給付金についての御質問でございますが、本町では、子育て世帯に対する新型コロナウイルス感染症対策として、国の子育て世帯臨時特別給付金1万円と、町独自の子育て応援給付金2万円の給付を行っております。

国及び町の給付金の対象者は、このたびの新型コロナウイルスで最も影響を受けた子育て世帯に対し、スピード感をもって給付するため、児童手当受給者が基本となっております。

対象を高校3年生までという御意見でございますが、対象を高校生までといたしますと、中学校を卒業して高校に行っていない方や、既に就職している方もいることから、年齢により不公平が生じるなど、対象者を特定することに時間を要し、スピード感をもって給付することができないことから、児童手当受給者である中学3年生までといたしました。

既に、町独自の子育て応援給付金は5月20日、国の子育て世帯臨時特別給付金は6月10日に支給を行っておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次の特別定額給付金について、申請期限以降はいかなる理由があっても受け付けないのかとの御質問でございますが、国が示しております特別定額給付金事業実施要領では、郵送申請方式の申請受付開始日の翌日から3か月以内と決められていることから、本町では、令和2年5月13日から申請受付を開始しておりますので、申請期限は令和2年8月13日までとなっております。

また、申請期限までに申請がされなかった場合は、申請・受給権者が特別定額給付金の給付を辞退したものとみなすとなっておりますので、引き続き町広報やホームページ等で周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 吉村議員さんの病院事業についての御質問にお答えいたします。

まず、コロナウイルス感染症患者の受入れについての御質問ですが、令和2年第1回臨時会において、周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）が可決されましたので、人工呼吸器のリースや購入について直ちに手続に入りました。

人工呼吸器のリースにつきましては、既に2台確保いたしております。また、購入につきましても、購入契約を結び、6月16日に納品されております。

院内感染防止につきましては、感染症患者さんの治療エリアとそれ以外のエリアを分けるゾーニングを行うことで対応することとしており、パーティションで区分けすることとしています。患者さんは個室で治療することとしており、感染エリア内にナースステーションを設置し、患者さんの看護を行います。感染症患者さんが検査等で感染エリア外へ出る場合はマスクを着用してもらい、職員は防護具を着用して対応します。

ゾーニング用のパーティションにつきましては、既に購入しております。

職員の防護具につきましては、3月以降手に入りにくい状況が続いておりましたが、少しずつ確保ができておりますので、概ね準備が整っていると考えております。

また、5月7日午後4時から山口大学呼吸器・感染症内科学講座 松永教授を町立東和病院にお招きし、新型コロナウイルス感染症に関して御指導を頂きました。

3階病棟のゾーニングについて、出入口は2重扉にした方がよいと御指摘を頂き、準備いたしました。

また、感染症患者の受入れについては、受入時間を夕方や夜間にするなど、他の患者さんとの接触を避けることを提案していただきました。

次に、オンライン面会の導入についての御質問ですが、介護老人保健施設につきましては、現在、新型コロナウイルス感染症対策として入所者の面会を禁止しておりますが、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の状況分析・提言を受け、人数や回数を制限するなど段階的に面会禁止の緩和を検討しております。

遠方の御家族様との面会につきましては、オンライン面会について対応することといたし、必要な機器につきましては、出来るだけ既存のものを活用することといたしました。

やすらぎ苑においては、タブレットにより御自宅でも面会できるよう準備しており、月末から運用を考えています。

さざなみ苑につきましては、利用時間など運用方法を検討中ですが、面談室と御自宅をつないで面会できるよう準備しており、6月分の請求書を送付するときに、オンライン面会の御案内文書を同封し、7月中旬開始を目指しています。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。

水泳の授業について伺います。

中止を決定した経緯が、3密が避けられないのと健康診断を行っていないからという御答弁でございました。健康診断なんですけども、水泳に限って健康診断をやっていないとできないのか。それとも、通常の体育の事業は健康診断なしで行っていいものなんですか。そこを、また教えてください。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 失礼します。先ほど申しましたけど、理由は3つ上げております。

一つが、着替えの場所等での3密を避けることが難しいことと、飛沫感染のリスクが高いこと、それから、児童生徒の健康診断も実施できていないという状況も考慮したと申しました。

健康診断ができていなかったら体育はしていけないわけではございませんが、私も学校現場にいたときに、健康診断で心電図等に、もう一回再検査をしたほうがいいよという子供の場合は、泳ぐ前に必ず再検査をしてもらっていました。

それから先ほど、等という言い方をしたのは、これは見解も相違もあろうかと思いますが、プールで泳いでいると、水を飲んでしまったり、ちょっと戻したりすることありまして、そういうふうな鼻とか喉にも感染リスクがあるということも考慮しております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 分かりました。じゃ、水泳の授業を希望する学校は、校長会で承認したのでないという御答弁でした。

実際、希望している校長はいるんです。私は、話をしたんですけども、海に連れていってでも水泳をさせてあげたい。子供には、できることは何でもさせてあげたいというふうな熱い思いを持った校長先生もいるんですよ。

そういった校長先生の思いに教育委員会も少しは応えるべきじゃないかと思うんですけども、その辺についていかがお考えでしょう。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） ここで申しましたのは、学校においてプールの学習を行う予定がないという形にしております。校名は申しませんが、近くに海水浴場の浜があって、そこで泳ぐという、体育というか特別活動の一環として、そういうふうなのは聞いております。それは、教育委員会止めているわけではございません。学校のプールを使った授業については、統一的に中止しようという形のことにしていく次第です。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） では、中学校の水泳部の活動についてですけども、学校側から要望があればB&Gプールを使わせてあげますよということなんですけども、実は、B&Gプール、

御存じかと思うんですけども、競泳にはあまり適していないというふうに、私思います。実際、私も泳ぐんで分かるんですけども、数年前の大会でもスタートの飛び込みで滑ってすねを擦りむいて骨が出て救急車で運ばれたっていう例もあるんです。スタート台が滑りやすいんです。

それとあと、短辺側の壁ですよ、ターンのときに足をついたり、手をついたりするんですけども、そこがすごい滑るんですよ。背泳ぎなんかはそこに足をつけてスタートするんですけども、足がずるっと滑って腰をひねったりとかいうケースもあります。ターンなんかクイックターンすると、同様に滑ってけがをするケースがあるんです。

そういったところを改善をしていただければ、部活動として利用するにはちょっと難しいと思うんですけども、その辺の改善については何か、今、はじめて聞いたんですけども、何かできる方法はないでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 私どもが、B&Gが使えるのではないかと判断したのは、今、例えば、郡の小学校の水泳記録会、あるいは8月の下旬にあります郡の水泳大会もあそこでやっておりますので、ちょっと認識が悪くて申し訳なかったんですが、それほどあそこのプールが危険性が高いと思っていなかったもんですから、その辺もちょっと確認をしたいなと思いますが、部員の方には、特に、やはりプールに慣れていただいて、御指導の中で工夫していただければ。もう一回、その辺が滑りやすいかどうかは調べてみますけど、今すぐ、こういう体制が取れますというのを申し上げることができないのはお許してください。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ごめんなさい、滑りやすいんでなくて滑るんです。その辺の対策をしっかりといただいて、部活以外にも来年からも小体連の大会があったりとか、普通に一般の利用もありますので、けがの防止対策についてプールの改善をお願いいたします。あわせて、3年前に申しましたが、できれば温水化についても、また、もう一度御検討を願いたいと思います。

実はこのプール、もう一つ大きな問題があって、水温が低いんですよ。小学校の低学年の児童なんかが入ると、もう震え上がってから、泣き出してから、水泳にならないんですよ。この辺の、例えば、温水化につながるんですけども、ぜひともまた御検討を頂きたいと思います。

それで、水難事故防止対策ですけども、私事をさっき言ってから申し訳なかったんですけども、やっぱり水に落ちてとっさに浮かぶことができるのは、プールとかで練習するからできるようになるんですよ。

今年度、DVDで行うということなんですけども、B&Gを冷たいからあれなんですけど、今回使えるようにするんであれば、1回でもB&Gに子供たちを連れていって、浮かぶ練習とかい

うふうなのをしておいたほうが、私はいいと思います。

というのも、やっぱりこの水泳授業がないとなると、海へ行って泳ぐ回数が増えるんじゃないかと思うんですよ。私たちが子供のときは、夏休み期間中の7月の20日過ぎから8月31日の13時から15時と限定されておったんですよね。今は、別にその限りじゃないですよ。朝、早朝から海で泳ぐ子はたくさん見かけますので、やっぱり水難事故の防止対策はしっかりとやっていただきたいと思うんですけれども、その辺もう一度お考えを聞かせてください。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 例年、確かにプールで水難防止の練習をして、例えばB&Gの指導者の方、海上保安庁の方、その他がやっていただいて、それ確かに効果あったと思います。ペットボトル持って浮かぶとか、これを膨らますとかありました。

ただ、今回はプールが使えない状態なので、実体験はできないけど、それに代わるものはないかなという考えで、先ほどDVD等のお話をしました。

先ほど、B&Gのプールに連れていくというのがありましたが、御存じのように、休業期間が長くなったもんですから、B&Gへの移動時間その他を考慮した場合、全ての学校がそれを選ぶかどうかというのはちょっと分からないので。

ただ、避難そのものについて、全体的な学習はできるし、水難ではこういうケースがあるというのはできるかと思いますが、今すぐB&Gを使って全てやろうというのは、まだ、すぐ返答ができない段階です。

それから、確かに、水温が低いという面はあろうかと思いますが、御存じのように、三蒲小学校の子供とかは、従来、ここで体育の水泳の授業をやっておりました。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 水難事故防止対策は本当に重要なことでありますので、全員を連れていくのは難しいにしても、希望者を対象に水難事故教室、水難事故防止教室みたいなのを土日に企画していただければと思います。子供たちの命を守るためでございますので、教育長、どうぞよろしくをお願いします。

水泳については以上でございます。

コロナウイルス対策の子育て応援給付金について、いつも私だけがグズグズ言うんですけれども、やっぱり私は、先ほどの説明でもまだ理解ができません。高校生も小中学生と同じく、休校により長期間の学びの場を奪われ、つらい思いをいたしました。その御家族も同様に苦労をされましたんで、更に、インターハイと国体が今年は中止になって、スポーツに打ち込む生徒などは目標を失って、とても悲しい思いをしています。

中学生までは医療費が無料であったり、今年いっぱいまでは給食費も無料となります。一方、

何かと出費のかさむ高校生に対しては、全く見向きをせず見捨てるというふうなことに感じられます。そんなことから、若者や子育て世代はこの島を出て行くんじゃないかなと私は思っています。

もう一度聞きます。高校生を対象とした給付金、ないですか。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） このたびのコロナウイルスで最も影響を受けたのは子供たちであるということは、これは吉村議員さんも私も同じ考え方だろうというふうに思っております。

先ほど、5月の臨時議会や今回で答弁したことについてはもう繰り返しませんので、そのほかの要因について御説明をさせていただきたいと思えます。

小中学校の学校休業につきましては、確かに総理大臣や県知事の要請というのもございました。しかし、最終的には、町のコロナ対策本部にかけて、町として、この学校休業を決定をしております。申し訳ないんですが、高校の休業については、これは県のほうで決定をされた案件だろうというふうに私は思っております。

それから、今回5月の臨時議会の前に特別委員会がございまして、その中で御質問があつて、その中ではお答えをしたと思っておりますけれども、小中学生には給食というものがあつて、休業期間中大変保護者の方には御負担をかけたという部分がございます。その特別委員会の中では、この2万円の中には給食費が含まれているのかという御質問があつたように記憶をしておりますが、そのとき、私は給食費を含むというふうにお答えをしたつもりでございます。

ですから、今回のこの小中学生の2万円という部分は、あの当時の早い段階で給付をしないといけないという段階で、そういったものを含んだものであつたという御理解を頂きたいなというふうに思っております。

高校生に今後するか否かという御質問でございますが、これについては検討させていただきたいというふうに思えます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ないですかという質問だったんですが、検討するという御答弁でございましたので、ぜひとも9月議会での支給をお願いいたします。

特別定額給付金についてなんですけども、町のホームページに先日載つていまして、6月12日時点で93.6%に支給済みということでございました。残り、あと1,000人程度ということなんですかね。

現時点で申請がないということは、何か申請する側に何かの事情があるんじゃないかなということも考えられます。

あと1,000人程度でしたら、町のほうからアプローチを取って、申請のなかった所帯に対して、現金を届けるまでは難しいかもしれませんが、アプローチするぐらいのことはしてもいいんじゃないかと思うんですけども、そこも首かしげていますけども、いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 吉村議員の御質問でございますが、今、6月19日現在で約350世帯の方が申請を済まされておられません、現在も日に数十件の申請がございます。まだ、申請終了まで2か月弱ございますので、町広報やホームページで周知してまいりたいと考えておりますが、この特別定額給付金につきましては、全国的な事業でございますので、国においても既に報道等通じて周知ができていないかと考えております。

再度申請書につきましては、現在、再度送付することは考えておりませんが、申請書を紛失したなどの連絡を受けた場合には、再度申請書を送付しております。また、宛名不明で申請書が返ってきているケースもございますので、その分については、可能な限り、その方の所在の把握に努め、できるだけ多くの方が申請できるようにしたいと考えております。（発言する者あり）今です。19日現在で、今、世帯申請率が96%です。個人申請率が96.9%で、支給率については、世帯支給率が95.9%で、個人支給率が96.8%となっております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） では、全員に行き届くよう、よろしくお願いいたします。

病院事業についての受入体制が万全ということで安心をいたしました。オンライン面会も早急に導入するというのでよろしくお願いいたします。

私、文句ばかり言って申し訳ないんですけども、先月の臨時会の際に、医療介護・保育従事者応援給付金というのがございまして、そのまま町立病院の職員にも支給されるのかというふうな質問をさせていただきました。ほかの一般の施設には、あの後早急に配られたという話を聞きました。中には、裸で2万円、2万円と渡すようなところもあったと聞いております。

町立病院ではどのように配られたかは分かりませんが、私は、この町立病院に対しての支給は、今でもちょっと疑問を抱いております。介護職への給付は一生懸命対策をされたということをお聞きしております。医療を守るというのは、医療現場の責務と私は考えております。町内がまだ発生していない状況の中、そこに応援給付金を給付する考えが浮かぶこと自体が、ちょっと私には、今のところ理解できません。ましてや、町外在住の町立病院職員に給付されたこと、これ、本当に疑問に思っています。

さらに、町外の事業所に在籍して、町内に派遣されている町内在住のホームヘルパーさん、これは対象外だったということなんですね。これ、本当に残念に思っています。

3月議会で、私、病院事業局の意識改革についての質問させていただきましたけども、再編計

画が始まって、この矢先にこのコロナ禍で、外来患者の大幅減少、今期の経営もかなり厳しいものになるのではないかと思うんですけども。

そういった状況の中で、この給付金について、何もしていないのにもらっていないかねとかいうふうなことをおっしゃられている職員もいらっしゃいました。病院事業局の職員の中で、この経営状況や町民の感情などを鑑みて、この給付金の辞退を申し出たような勇者はいらっしゃいましたか。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 病院事業局で申し出なかった人、要らないと言った人についてはいらっしゃいませんでした。

吉村議員さん、前回も少し納得がいかない、今回も納得がいかないと、こういう御議論でございますが、基本的な考え方を申し上げますと、いわゆる地方自治の考え方自治法上なんです、法令の適用範囲というのは属地主義を取ることになりますので、それを考えると、例えば、今回国が医療それから介護従事者に給付金を送る、これは国ですから、日本の国内だということになります。

多分、日本人でも外国で今回コロナ対応をされている方はたくさんいらっしゃると思います。その人に今回の給付金が、払われるかということ、残念ながらそれは払われない。それを周防大島町に適合してみるとどうということになるかということと全く同じことになろうというふうに私は思います。

ですから、属地主義の原理原則でございますので、それと今回、公立の病院の方には国の手当は払わないか、それもないと私は思っております。

ですから、その辺のことはぜひとも御理解を頂かないと、なぜ町外からこの町に通ってきた、いらっしゃる医療スタッフ、介護スタッフの方に払われたか。この町の状況というのは、実は4分の1が町外のスタッフの方で成り立っているわけです、医療も介護もです。ですから、その人たちがいなければ、この町の医療・介護はもたないという状況になりますので、ぜひともそのことは御理解を頂きたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） すいません、わざわざごねるようなことを言いまして。すいません、早う終わると言いながら、もうこんな時間になってしまいましたので、最後まとめたいと思います。

思い起こせば12年前でございます。私が椎木さんを町長にする団塊世代ジュニアの会という代表を務めさせていただきました。押し入れを探したらあったんです。まだ若い町長のチラシが。

一緒に私も戦いました。幸せに暮らせるまちづくりをスローガンに黄色いTシャツを着て、私は今日、黄色いアロハを着てきました。

2008年10月26日、三つどもえを、戦いを制した新聞の切り抜き、今も大切に取っています。以来、3期12年間、その類いまれな才能でその手腕を大いに発揮され、合併時は危機的状況でありました財政を立て直すなど、その御功績は後に平野議員が述べられますので、私からは嫌みを申し上げますが、私も町長のこの3期目に議員として、ともにこのまちづくりに携わらせていただきました。この間、2つの大きな事故がありまして、1つは、今回のコロナ、もう1つは、一昨年の大島大橋貨物船衝突事故でございます。

私の視点から、町長への不満じゃないけど、ちょっと反省すべき点を申し上げさせていただきますけども、やっぱり今の医療・介護・保育従事者等応援給付金、これは大切な基金を町外に向け支出したこと、さらに、橋の事故で40日間にも及ぶ断水で被害を受けた町民への手当てを行われなかったこと、そして、町外居住の職員の問題に取り組まなかったことでございます。

どうか、これらについてしっかりと反省していただいて、この任期中に取り組んでいただき、さらに御功績を上げていただきたいと私は思っています。そして、行財政改革、コロナウイルス対策、病院事業再編等、問題山積のこの周防大島町のリーダーとして来期も、さらにその先も柳居県会議長との強力なタッグでこの島を牽引していただきたいと私は切に願っています。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、1番、藤本浄孝議員。

○議員（1番 藤本 浄孝君） お願いいたします。議席番号1番、藤本浄孝です。よろしく願いいたします。

まず、本日、私がつけてまいりましたこのマスクというのが、町内の縫製工場より頂いたものであります。私、現在、保育にも関係をしておるんですけれども、保育園宛てにこのような温かい支援を頂いたり、また、町や県よりマスク、そして消毒液の提供を頂いております。感謝と御礼を申し上げるとともに、保育が必要な子供たちは今、新型コロナウイルス感染防止の観点から行事が減ってしまい、発達の重要な過程である多くの体験をするということに我慢を強いられている状況であります。

そして、保育従事者は社会的責任から職場を閉めるということができない状況の中で必死に従事をしているということを引き続き御理解頂いて、御支援を頂ければと存じます。すいません、要らないことを申しました。

それでは、一般質問をいたします。よろしくお願い申し上げます。

まず、質問の中で3つの項目に分けて質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に関する支援についてということであります。

特別定額給付金についてということであります。先ほど吉村議員より同様の質問がございましたが、その内容といたしましては、4月27日時点で住民基本台帳に記録される全ての住民に支給される、この特別定額給付金でございますが、こちらは、本町においては高齢者世帯が多く、申請漏れが生じることが想定されます。全ての該当住民の申請についてどのように取り組むかということ、また、本町の申請締切りは8月13日となっております。総務省の規定では、各自治体の郵送、申請受付、その開始から3か月とありますけれども、夏期休暇に帰省し、親族の申請を行う方もあり、休暇明け数日の猶予期間を設けることが必要であるがいかかでしょうということとで質問通告をいたしました。

しかし、これに関しては、ほかの自治体では8月18日が締切りというようなところもありましたので、これは、開始を早くして、そして少しでも早い給付を目指したという認識でよろしいのかなということも思ったんですけれども、そのような認識でよろしいのかということも伺いたいと思います。

続きまして、町独自のこの新型コロナウイルス感染症に対する支援についてということも伺いたいと思います。

町の一般財源を基にこれらの支援策が講じられていますけれども、支援の経緯、そして地域経済の活性化へのお願い等を提案していくべきであると考えます。これらの支援については、国によるもの県によるもの、そのほか町が独自で行うものというものがございます。この町独自の支援というのは、町の貴重な財源を活用するものであり、町内の事業所で活用促進をしていく、それをお願いをしていく必要があると考えます。

そしてさらに、加えてでありますけれども、例えば子育て応援給付金であれば、決定通知の案内の中に既に御案内を入れていただいておりますけれども、さらに教育方針の取組、そして、登校自粛が先般までございましたけれども、その生徒の心のケアなどを記載した書面を一緒に封入することも可能かと考えます。

こちらは、健康増進課、福祉課、そして教育委員会、課をまたぐ取組となるかと思っておりますけれども、これは、保育所から小学校、そして中学校という接続を円滑にしていくチャンスになるかと思っておりますので、これら支援とともに提案を行っていく機会であり、書面だけでなく、ホームページの提案も重ねていただきたいと思いますと思っておりますけれども、今後の取組について伺いたいと思います。

続きまして、高齢者の支援についてということであります。

この周防大島町では、65歳以上の人口が53.6%、人口、人数にしましては8,633人と

いう数字が令和元年度の数字で出ておりますけれども、高齢者の方が数多いこの周防大島町において、この新型コロナウイルス感染症防止の観点から、4月に大島地区であります戦没者の慰霊祭ですとか花見、大切な行事、これらが感染症防止の観点から中止を余儀なくされました。日々の楽しみが減ってしまったという高齢者の声が多く聞こえます。

また、移動が困難な高齢者の方、住民の方はマスクや消毒液の購入にも苦勞をしておられています。

事業者そして医療福祉、保育、子育て世代のみが困窮をしているのではなくて、高齢者も我慢を強いられている状況であります。

さらに、これに関しては、新型コロナウイルス感染症というのは、高齢者そして慢性疾患を持った方が重篤となる可能性が高いとされており、予防そして不安という点では相当大的な精神的負担が表れたと考えます。

ここに、高齢者に合わせた、例えばでありますけれども、電話料金、切手料金を助成します。これは、唐突にこちらに通告に書かせていただいたところで言葉不足であるんですけれども、例えば、大きな金額の支援にこしたことはありませんが、例えば、遠く離れて移動がままならず会うことができない人と連絡を取ってみましょう。例えば、離れた子供さんたち、また、親戚の方たちと連絡を取ってみましょうというキャンペーンのような企画、取組ということを行うことによって、大きな支援金を出さなくても町からの真心であったり、気配りであったりという観点から行うということも必要ではないかなと考えます。

これは、ほかの自治体では全く行っていない支援、ほかのところではやっていないけれども、周防大島ではやっているんだよという支援、これをアイデアを出すということも必要かと思いますが、そのような温かみのある取組、今後していただきたいと思うんですけれども、伺いたいと思います。

私からは、以上質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 藤本議員さんの新型コロナウイルス感染症に関する支援についての御質問にお答えしたいと思います。

1点目の特別定額給付金につきましては、高齢者世帯が多い本町において、親族の方が夏季休暇を利用して申請手続をされる場合があると考えられるため、休暇明け数日の猶予期間を設けることが必要ではないかとの御質問でございますが、国が示しております特別定額給付金の事業実施要領では、申請期限は郵送申請方式の申請受付開催日の翌日から3か月以内と定められています。

本町では、令和2年5月13日から申請受付を開始しておりますので、申請期限は令和2年

8月13日までとなり、以降の申請は受け付けることができないものとなっておりますので、引き続き、町民の方へ周知を図ってまいりたいと考えております。できるだけ漏れのないようにしていきたいと思っておりますので、御理解を頂きますようお願いいたします。

他の自治体では、8月18日までになっている自治体もあるやに今、お話がございましたが、これは言うなれば、ですから3か月前、そのスタートが本町より遅かったのではないかというふうに考えられます。

2点目の町独自の支援についてでございますが、はじめに健康福祉部関係で申し上げますと、本町では、新型コロナウイルスの感染症による緊急事態宣言の間も感染防止対策を徹底し、まさに最前線で強い使命感を持って事業を継続していただいた医療・介護・保育等従事者に応援給付金を、また緊急事態宣言下で最も影響を受けた子育て世帯に町独自の応援給付金を5月20日に給付をいたしました。

その際、本給付金の目的を記載いたしましたチラシを同封し、さらなる協力をお願いをいたしております。

また、児童生徒の心のケアにつきましては、学校休業が長期化する中で、保護者や子供たちの経験したことのない危機感や先行きの見えない不安を解消するため、4月22日付で福祉課より、新型コロナウイルスによる家庭内の不安・心配事を相談するための窓口を紹介するチラシを配布するとともに、ホームページにも掲載をいたしました。

次に、教育委員会におきましては、休業に際して、児童生徒の各家庭に一斉休業への理解を求めた書面を教育委員会事務局が原案を作成し、各学校の校長が学校の実態に合わせ、加除修正して配布をいたしました。

また、周防大島町として保護者の負担を軽減すべく、本定例会で補正予算の御議決を頂いたことから、本年5月分から2学期末の12月分まで、8か月間の学校給食費を無償とする通知を町長・教育長連名で、児童生徒の保護者へ配布をいたしました。そして、各学校に対しましても、学習の遅れを取り戻すとともに、児童生徒の心のケアを目的として、町独自で各学校へ学習支援員を配置する制度を設け、取り組むことといたしております。

最後に、高齢者への支援でございますが、5月25日に緊急事態宣言が解除され、新型コロナウイルス感染症対策に係る国の基本的対処方針が改定され、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着等を前提として、外出の自粛や施設の使用制限を緩和しながら、段階的に社会経済との活動を引き上げていくということが示されました。

本町におきましても、3つの密を徹底的に避けるとともに、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策を継続する新しい生活様式の徹底を前提として、6月1日より段階的に、各地域で行っているサロンや生涯学習等は、人数制限や

徹底した感染予防策を行い、再開をいたしているところでございます。

しかしながら、クラスターが発生する恐れがあるイベントや3密のある行事、全国的・広域的な人の移動が見込まれるものについては、中止または延期とすることとしており、今後も大型イベント等の開催は困難であると考えております。

なお、終息への道のりは予断を許さない中で、感染の拡大防止に全力を尽くしながら、あらゆる機会を通じて、自宅でもできる軽い運動の紹介や3食をバランスよく食べていただくことの啓発、更には、家族や友人等との支え合い、また、緊急事態宣言中、帰省できなかった御家族やお孫さんとも会話できるように、高齢者に寄り添いながら支援してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

何かもう1点質問ありましたか。（発言する者あり）すいません。

○議長（荒川 政義君） 藤本議員。

○議員（1番 藤本 浄孝君） 御答弁ありがとうございました。

私が申し上げたかったのが、やはり町の貴重な財源の中からこのように支援を送り出すということ、それは大変重いことであるんですけども、なかなか、私も同じ子育て世代で、受け取るほうとしましては、子育て大変だから頂いたな、ありがたいなというような思いもあるんですけども、それを例えば、これから小学校に向かうために、じゃ、ルーターを買おうとか、Wi-Fiを入れようとか、タブレットを使えるようにうちでもタブレットを買って用意をしようとか、そういうふうなイメージが小学校に行ったらこうなるんだ、中学校に行ったらこうなるんだというようなことを教えていただければ、じゃ、次にこんな準備をしていこうかな、こんな取組を家庭内でしていこうかなというようなことをできるのかなと思います。

やはり、子供たち、そして保護者の方も一緒に巻き込んで、一緒に教育委員会、また福祉課の皆さんと保護者の方と生徒と一緒に教育をつくっていくというのが一番であるかと思っておりますので、その一つの足がかりとして、この機会を活用していただければと思います。

そして、高齢者の支援ということでもありますけれども、こちらも町のほうで企画をしていただくことがあるかと思っておりますけれども、やはり人口のボリュームが一番多いのはこの65歳以上の方々であります。

いろんな世代の方がこの町内で暮らしておられますけれども、どうしても、私も含めてそんなんですけども、自分の世代、また、子供たちの世代、そして今、現役世代の皆さんに目が行きがちでありますけれども、やはり全ての世代に目を向けて支援をしていくということが大事でありながら、予算が限られるところであるので、難しいところがあると思うんですけども、ぜひとも工夫をしていただいて取り組んでいただきたいと思います。

私からは、もう以上で。答弁は結構であります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、藤本議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後 4 時 09 分休憩

.....

午後 4 時 20 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、7 番、平野和生議員。

○議員（7 番 平野 和生君） 7 番、平野です。あれ、1 番が何か見えにくいんじやが、ちょっと目の調子がよくなるまで、9 月にちょっと延期してからというのは駄目ですか。白内障の手術して、ちょっと調子が悪くなったんじやが。眼鏡かけたら見えるとみんさい。

それでは、通告により一般質問をします。

1 番目として、次期町長選への対応を聞く。

椎木町長は、今年の 1 1 月に任期を終えますが、町長に就任して以来、3 期 1 2 年にわたり、元気にここを安心して 2 1 世紀にはばたく先進の島を目指し、産業振興、教育の充実、交流活動の促進、生活環境、健康増進、医療福祉、防災対策など様々な分野における施策の体系を構築し、併せて行財政改革に取り組んでいただいたと認識しており、私自身、椎木町長の行政手腕を大いに評価しているところです。

しかしながら、今年に入り、新型コロナウイルス感染症の問題が発生し、現在はやや収束しつつあるとはいえ、第 2 波、第 3 波の襲来が予想されているところであります。

さきの臨時議会でも述べられたとおり、再来すれば 4 次補正、5 次補正へと限りない財政出動が必要になるものと危惧しております。今秋 1 1 月の任期満了までにこの問題が解決するとは到底思えず、私としては引き続き椎木町長に陣頭指揮を取っていただくよう強く望むものであります。町長の前向きな御答弁を希望いたします。

2 番目に、この質問、先ほど同僚議員からございましたが、その中の答弁で、教育長が財源のことをおっしゃったと思います。その財源のことなんですが、昨年 1 0 月、消費税増税がございました。今回、3 月の当初予算で地方税収入が前年度より 5, 2 0 0 万円ほどアップしております。それに対して、給食費収入、これ、4, 4 0 0 万円弱なんですよね。小中学生の人口減少、子供の減少に伴って 2 4 0 万円の減額になっております。その財源は、これから単純に求められないかということと、それが駄目なら、その財源を岩国基地再編交付金等を充ててみたらどうかというお願いでございます。

3番目として、浮島地区のIターン・Uターン者のための住宅を。昨年度、町は小松開作地区に若者定住促進住宅を4戸建て、本年度も2億1,300万円あまりの予算も編成し、新たな住宅を建設することとしています。浮島では、十数年前からIターン・Uターンの若者が増え始め、島もすごく元気があり続けています。このことは、毎年、ワンテーマディスカッションを開いて、活気ある島だということを町長もよく御存じのことと思います。

しかしながら、その中で唯一足りないものが住宅でありまして、一昨年、借りることのできる家屋がないということで、一つの家族が島を離れていきました。

現在では、海底送水管布設工事も順調に進んでおり、お願いばかりで誠に申し訳ございませんが、やる気のある若者たちのため、何とぞ島に若者定住促進住宅の建設をお願いするものであります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 平野議員さんの小中学生の給食費の完全無償化についての御質問にお答えいたします。

周防大島町立小中学校においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として学校一斉臨時休業の措置を取ってまいりましたが、山口県の緊急事態宣言が5月14日に解除されたことから、5月18日から登校を再開し、学校給食については5月25日の月曜日から再開いたしました。

長期の臨時休業は誰も経験したことがなく、行動等に制限のある生活が続いたため、児童生徒においては心身ともに大きな負担があり、御家族の皆様においても大変な心痛があったものと思われまます。

このことから、周防大島町として保護者の負担を軽減するため、5月分から12月分までの8か月間、学校給食費を無償とすべく、本定例会の初日に補正予算を提出し、御議決を頂いたところでございます。

御質問であります無償化の期間については、12月分で区切るのではなく、来年1月以降も引き続き、完全無償化を求められているものですが、教育委員会といたしましては、給食費の無償化等を含め、子育て支援を理解する一方、年間約3,400万円の経費がかかることから、必要な財源の確保など慎重に検討すべき課題と捉えておりますので、無償化のみならず所得を考慮した給食費の減額など、しっかり検討したいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） それでは、平野議員さんの浮島にIターン・Uターン者のための住宅についての御質問にお答えいたします。

令和元年9月に小松開作地区に若者定住促進住宅を4棟建築し、入居募集を行ったところ32件の応募があり、現在4棟全て入居しています。

この結果を踏まえ、需要はあると判断し、令和2年度において第2期工事を予定し、現在、事業を進めているところであります。

浮島地区の住民から、島内で空き家はあるものの借りることができず、居住する住宅がなく、家族世帯や漁業従事者の若者世帯がやむを得ず島を離れたことはお聞きしています。

町も浮島地区でどのくらいの住宅需要があるのか事前調査をしたところ、現時点で単身用2棟、家族世帯用2棟の合計4棟が必要と把握しています。

浮島地区などにおけるイワシ網を代表した漁法は、当町における重要な文化といえるものである。それらの産業を担う若者世代を守っていくことは、浮島さらには周防大島町全体の発展へ結びつくものと考えているところであります。

町といたしましても、浮島地区に住宅が必要であることは理解していますが、離島という特殊な事情もあり、土地の確保が非常に困難ということがありますので、建築に適した土地の選定から調査してまいりたいと考えています。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） それでは、平野議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

今おっしゃられましたように、私はこの11月で3期12年間の任期を迎えることとなります。この間の行財政運営、特に財政の健全化への取組につきまして、議員さんから高く評価を頂いたことに対しまして安堵をし、また、うれしく思っているところでございます。

まだまだ考えてみれば大変不十分なこともたくさんあります。そしてまた、今現在のこのコロナ対策をはじめ、非常に今、緊急的な課題もまた新しくたくさん出てきておる状況でございます。

そして、人口減少対策など長期的な課題への取組など、多くの課題が山積していることもよく認識をしているつもりでございます。

このいろいろな課題がある中、あらゆる課題の取組の根本と言えるものは、やはり町の財政であると考えております。財源がなくしていかにはすばらしい政策、そしてまた、町民の皆さんからのたくさんの御要望に対しましてもお応えすることは叶わないということでもあります。

合併から、前中本町長の1期4年間、そして、私はその当時、4年間は副町長として仕えたわけでありまして。そして、私の3期12年間の任期中に町の借金といえる町債でございますが、町債を約100億円の削減をすることができました。100億円削減したといいましても、260億円から160億円になったということで、まだまだこの額は非常に大きなものであると思っておりますが、しかしながら、約100億円の町債の削減ができたということ、そしてまた基金であります、合併直後に財政調整基金が6億円であったものが、この3月、瞬間風速で

はありますが、60億円に達したということ、そしてまた、昨年、一昨年と2年間で地域振興基金10億円も積み増すことができました。

これらからしますと、ある程度、中期的な財政の見通しが立ってきておるのではないかというふうに考えておりますが、何といたしまして、この春からはこのコロナ、今、本当にいかにそのいい財政運用をしようとしておったとしても、本当に不安の大きな状況になってきたというふうに考えておるところでございます。

今回の新コロのような非常事態のときこそ、やはり必要なのは町の貯金である基金であろうと考えておるところでございます。

さて、次期町長選挙への対応であります、10月の町長選挙へは出馬をしないで、11月13日の任期満了をもって退任することを決断いたしました。もう少し頑張れという声もたくさん聞いておりますが、年を感じるようになった状況とか、いささか体調の不安もありまして、気力、体力ともに、これまでのように情熱を持って町政の先頭に立って当たることは難しい年齢になったのではないかと感じるということもあり、退任を決意するに至ったというところであります。

よく後継はどうするんだというふうに聞かれますが、私は、私を応援していただいた皆さんとまちづくりの方向性が一致できる方で、できればお若い方が挑戦していただけるのであれば、ぜひとも応援をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 19日に最後に町長とお話ししたんかね、退院してから。いろいろお話しするうちに、何か吹っ切れたなという感覚は僕自身持っていました。その吹っ切れたというのが、やる方向で吹っ切れたのかなと思ったわけなんですよね。だから、こういう答えは期待していなかったわけで、でも、町長が考えに考え抜いた結論であると、そのお考えを重視するつもりではございますが、上関の町長の例もございますので、まだまだ諦めずにその点は頑張っていきたいと思っております。（笑声）

それと、浮島地区の住宅、僕も早とちりして、もし万が一、これを建ててくれることがあれば、土地のほうも皆さんにお願いしてから提供、例えば、田であれば無償で提供する方もおるようなことを頂いておりますので、ぜひとも頑張ってくださいと思います。

町長、もう考え、変わらん。

僕からは以上です。

○議長（荒川 政義君） 以上で、平野議員の質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終結いたします。

○議長（荒川 政義君） これにて本日の日程は全部議了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。次の会議は、あす6月24日水曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午後4時35分散会
